

3 愛 福  
令和4年1月25日

神奈川県知的障害福祉協会  
会 長 出 縄 守 英 殿

神奈川県身体障害施設協会  
会 長 柴 田 和 生 殿

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会 長 鈴 木 暢 殿

愛川町長 小野澤 豊



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

寒冷の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
日ごろ、本町の障害福祉行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和3年10月19日付けで御要望のありましたこのことについて、次のとおり回答いたします。

1 新型コロナウイルス感染症の対応について

- (1) 新型コロナウイルスに伴うワクチン接種について、福祉施設従事者、基礎疾患を有する方が、優先的にワクチン接種ができるよう配慮すること。（新規要望）
- (2) 利用者・職員が必要な時にPCR検査を受けられるなどの配慮と救護体制を確保すること。（継続要望）
- (3) 福祉施設利用者がPCR検査で陽性と判明した場合に、速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、グループホームの入居者も含め、医療体制の確保をすること。（新規要望）
- (4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先支給を引き続き実施すること。（新規要望）
- (5) 感染した施設に風評被害が出ないよう啓発を行うこと。（新規要望）
- (6) 職員用の宿泊施設の確保、または費用助成を検討すること。（継続要望）
- (7) 新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和、在宅支援等代替的支援を柔軟的に認めること（新規要望）

【回答】

- (1) 本町では、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、厚生労働省が

らの通達に従い、障害者支援施設従事者や基礎疾患を有する方に配慮し接種を行っております。今後も、きめ細かい配慮を行ってまいります。

- (2) PCR検査及び救護体制の確保につきましては、市町村が単独で実施することは、困難であるものと考えております。ご要望の趣旨から、県所管の取組みと考えますので、実際に本町へ相談があった場合には、県と連携して対応してまいります。
- (3) 福祉施設利用者がPCR検査で陽性と判明した場合の入院・入所先の対応につきましては、市町村が単独で確保することは、困難であるものと考えております。ご要望の主旨から、県所管の取組みと考えますので、実際に本町へ相談があった場合には、県と連携して対応してまいります。
- (4) 集団感染が発生した際の専門医療スタッフ派遣については、県所管の取組みと考えます。また、マスクやビニール手袋の衛生用品等については、希望に応じ県から支給がされておりますので引き続き県と連携して対応してまいります。
- (5) 風評被害等の不利益が生じないように、引き続き正しい知識の普及に努めます。
- (6) 濃厚接触者用の宿泊施設の確保や費用の助成につきましては、市町村が単独で実施することは、困難であるものと考えております。ご要望の主旨から、県所管の取組みと考えますので、実際に本町へ相談があった場合には、県と連携して対応してまいります。
- (7) 本町では、昨年度同様新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、加算要件等緩和について、柔軟な対応を行っております。また、代替支援につきましても、引き続き事業所や関係自治体と連携を図りながら対応してまいります。

## 2 人材確保について

- (1) 福祉人材の確保について、具体的な取組みを行うこと。(継続要望)
- (2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やし障がい者に対する理解を育んでいけるよう教育委員会と連携すること。(継続要望)

### 【回答】

- (1) 本町では、令和元年度(平成31年度)から町内の障がい福祉サービス事業所等で働く介護職等の人材を確保するため「介護職等人材確保支援事業」(介護職等転入奨励助成金、介護職等復職等奨励助成金及び介護職等奨学金返済助成金)を実施しており、引き続き、制度の周知を図ってまいります。
- (2) 町教育委員会・社会福祉協議会と連携を図りながら、町内の各学校において、毎年、人権週間や障害者週間に合わせ、点字・手話体験やアイマスクによる視覚障がい者体験、車椅子に乗る体験や車椅子での介助体験など、学年や児童生徒の態様に合わせた様々な体験活動を行い、障がい者に対する理解と関心を高める教育活動を進めているところであります。

## 3 障害者地域生活サポート事業について

- (1) 障害者地域生活サポート事業は、市町村の任意事業であるが、財政状況による取組み格差をなくすこと(継続要望)

- (2) 障害者地域生活サポート事業は一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応をすること（継続要望）
- (3) サービス等利用計画作成にあたり、計画相談にあたる相談支援専門員確保のため、障害者地域生活サポート事業に、相談員確保のための支援項目を追加すること（継続要望）

【回答】

- (1) 障害者地域生活サポート事業につきましては、地域の実情を踏まえ、必要性などを精査しながら事業を実施しておりますが、今後も地域間の格差が、極力、生じることのないよう利用者のニーズを捉えながら検討してまいります。
- (2) 本事業は、県の補助金を活用し各市町村がそれぞれの地域性や対象者の状況に応じて事業展開するものでありますが、県の要綱を超える適用条件の緩和を図ることは困難な状況であります。
- (3) 財政状況の厳しい折でもありますので、まずは、これまで実施している事業の継続を堅持することに主眼を置いたうえで、相談員の確保といった新たな対象事業の必要性等についても、今後研究してまいりたいと考えております。

#### 4 障害者グループホームの運営について

- (1) 障害者グループホーム等運営費補助事業を継続して実施すること（継続要望）
- (2) グループホーム家賃補助事業の補助額について、市町村間の格差が生じることなく実施すること（継続要望）

【回答】

- (1) 本町では、町内に新規設置する事業所に対して、グループホーム等運営費補助事業を実施しておりますが、今後も適切に対応するとともに、安定的な運営や支援内容の充実に必要な支援を継続してまいります。
- (2) 家賃助成につきましては、近隣市町村と同様に、国の特定給付との合算で月額上限2万円の補助を実施しているところであり、グループホーム入居者の安定した生活を図るための事業として継続実施に努めてまいります。

#### 5 障がい児サービスについて

- (1) 児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのニーズ増大や医療的ケアの必要な重度障害児等へのサービスに関するニーズに適切に対応するため、事業所の体制整備やPT・OT・STなどの専門職の人件費補助などが図られること（継続要望）
- (2) 障がい児施設における加齢児対応について、関係機関との連携を図り、移行支援の実現に向け調整すること。また、高校2年生を対象に障害者支援区分認定調査が受けられるようにすること。（新規要望）

【回答】

- (1) 障がい児等への支援につきましては、サービス利用ニーズの増加や複雑多様化する状況が顕著であることから、平成26年度に町立「ひまわりの家」の事業を児童発達支援事業から児童発達支援センター事業としたことにより、地域の支援

体制整備と障がい児支援機能の強化を図ってまいりました。また、医療的ケアや発達障がいなどの様々な難しい課題のある障がい児等への対応につきましても、町が雇用するPT、STなどの専門職を活用した専門的視点を踏まえた支援内容の充実を図っており、さらに支援関係者間での情報共有・共通認識を図ることにより、地域で暮らす障がい児に対して支援の充実を図ってまいります。

- (2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援につきましても、県や児童相談所をはじめ、各機関と連携しながら進めておりますが、引き続き計画的かつ速やかな移行支援が図られるよう努めてまいりたいと考えております。また、障害支援区分認定調査の高校2年生への対象拡大につきましても、町の裁量による対応は困難であります。各学校の進路指導計画などの実情に応じ可能な限り柔軟な対応と、より適正な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

## 6 相談支援事業の充実

相談支援従事者初任者研修、相談支援専門員現任研修の受講回数や受講生の増加など、必要な予算や研修実施体制を確保すること（継続要望）

【回答】

神奈川県主催の相談支援従事者の初任者・現任研修につきましても、実施時期や回数の改善を求め、県央地区7市1町1村で構成する県央地区障害者福祉行政連絡協議会を通じて要望しているところであり、本町においても、今後の状況を注視しております。

## 7 短期入所事業について

- (1) 障がい者が在宅生活を継続する上での家族支援として、通所施設での単独型短期入所事業が運営できるよう、空床保障や人員配置などの基盤整備を図ること（継続要望）
- (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッド確保について、県が広域的に調整できるよう市町村から上申すること（継続要望）

【回答】

- (1) 入所施設及び通所施設における短期入所事業は、保護者の緊急時対応や長期的に地域生活を継続するために重要であり、また安定的な運営のための支援の必要性も理解しているところであります。しかしながら、町単独補助などによる空床保持につきましても、財政面で困難であることから、現在町では近隣市の入所施設やグループホーム体験利用の活用などの工夫を行っているところであり、今後地域生活支援拠点の整備を進める中で、基盤整備を図ってまいります。
- (2) 虐待通報による緊急一時避難用短期入所利用に関する調整につきましても、県立施設関連における対応を継続するとともに、市町村を越えた民間施設における保護施設、居室の確保・調整については、県央地区障害者福祉行政連絡協議会を通じて県へ要望しております。

## 8 就労関連について

障がい者の経済的自立を図るため、障害者就労施設からの優先調達の推進、福祉ショップの設置、市町村の障がい者雇用の推進、公平な共同発注窓口の設置など、コロナ禍を踏まえ、より一層の推進を図ること（継続要望）

### 【回答】

本町では、「障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進に関する方針」を毎年策定し、全庁的な取組みとして、対象施設等からの優先調達の推進を図っているところであり、目標達成に向けて継続して取り組んでおります。また、福祉ショップとして、町社会福祉協議会が運営する売店「希望（のぞみ）」（役場庁舎に併設）において、町内福祉事業所が手掛けた製品等の常設販売を行っており、町職員の積極的な購買を促すなど、側面からの支援も行っております。さらに、売店で販売員として働く障がい者とふれあうことで、理解促進が図られている好ましい状況も生まれておりますので、引き続き、売店の利用促進や支援を推進してまいります。

## 9 障がい者の防災対策について

- (1) 多様な対応が必要な障がい者の防災対策においては、障がい者の視点での取組みが必要となるため、避難施設の運営委員会へ障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域防災の啓発的役割を担えるようにすること（継続要望）
- (2) 大規模災害対策として、非常災害時の通報や通信手段の確保のため、無線通信装置等の配備や施設の改修・整備、備品等を確保すること（継続要望）

### 【回答】

- (1) 障がい者の防災対策の取組みといたしましては、町内の障害福祉施設等も参画をいただいている愛川町障がい者協議会の「防災安全プロジェクト」において、防災に関する意識の向上と日常的な防災対策の充実に向けた協議を継続しており、地域の避難訓練に参加するなど、より実践的な対応の充実が図られるよう取り組んでおります。なお、広域避難所の運営委員会につきましては、各地域の自主防災組織等が活動主体となりますが、障害福祉施設等の関係者の参画につきましても、一層の促進が図られるよう促してまいりたいと考えております。
- (2) 現在、災害等の際には、町内の防災行政無線やメール等を活用して、町民に対し緊急情報等の迅速な伝達に努めるとともに、町民や町内の事業所を対象に、防災行政無線戸別受信機の有償配付を行っておりますが、引き続き、防災体制の充実を図ってまいります。

## 10 発達障がい者への支援の充実について

発達障がい者への相談支援等については、そのニーズの高まりから、かながわエースの発達障害者支援センター事業だけでは対応が困難なため、市町村または圏域で発達障害者支援センターを創設するなど、発達障がい者支援の充実を図ること（継続要望）

【回答】

本町においても近年、発達障がい疑われる児童・成人の相談件数の増加傾向は顕著となっており、発達障がいの早期発見・早期支援の重要性は認識しております。しかしながら、財政面や人材確保等の観点から課題も多く、町または圏域での支援拠点整備は困難であると考えます。そのため、本町の発達障がい者支援においては、臨床心理士や相談支援専門員等の知識の向上を図るため、県の発達障害者支援センター事業の研修会への参加や、発達障害者支援体制整備事業の発達障害者支援マネージャーを招いてセミナーを開催するなど、スキルアップに努めているところであり、様々な分野で専門的な支援の充実を図られるよう、引き続き、取組んでまいります。

11 第6期障害福祉計画について

- (1) 地域生活支援拠点等の整備にあたり、面的整備型の他、人的配置及び施設整備等を行う多機能拠点型整備も含め、具体的な計画策定を行うこと（継続要望）
- (2) 基幹相談支援センターを積極的に配置すること（継続要望）
- (3) 市町村地域生活支援事業について、日中一時支援事業、移動支援事業、成年後見利用推進支援事業の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うような支給決定がなされること（継続要望）
- (4) 障がい福祉を地域で有機的に展開するため県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされること。（新規要望）

【回答】

- (1) 地域生活支援拠点の整備につきましては、本町の実情から面的整備型とし、障がい児者の地域生活の充実を図る上で、利用者のニーズや生活状況を勘案しながら、各種事業を進めてまいります。
- (2) 基幹相談支援センター設置につきましては、近年の相談者数の増加や相談内容の多様化・複雑化などにより、相談者・家族・関係機関・地域など、総合的な視点での相談支援の必要性を認識しておりますが、本町では知的・精神・心理等の各分野の相談員を指定相談支援事業所へ委託し、専門的な相談支援に努めていることから、現時点では基幹相談支援センターの創設は考えておりません。
- (3) 移動支援事業等につきましては、近年、ニーズの顕在化・増大化とサービス提供事業所の充実などにより、実績が著しく伸びており、事業の安定的な継続が懸念される部分もあります。従いまして、実施にあたっては、支給決定のプロセスを重視し、相談支援専門員との連携を図りながら各種事業を必要とする方の状況等を精査した上で、より適切な支給内容となるよう努めております。事業継続においては財源確保も重要な課題でありますことから、地域生活支援事業の国・県補助事業の継続はもとより、補助実績の充実に対する継続的な働きかけを行ってまいります。年々、自主財源率が増大する実態が続くなど財源確保が厳しい状況にあり、事業の見直しなどが必要となる状況も考えられます。
- (4) 現在、県央地区の7市1町1村で構成する県央地区障害者福祉行政連絡協議会では、各種の課題等について協議しており、こうした場を有効的に活用し、地域生

活支援拠点を始めとした様々な点で連携を図ることで、多様なニーズに対応した福祉サービスの展開に努めていきたいと考えております。

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄守英様  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田和生様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木暢様

海老名市長 内野 優



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書の回答について

このことについて、下記のとおり回答いたします。

## 1. 新型コロナウイルス感染症の対応について(新規要望)

昨年度に引続き依然として世界的な脅威になっています新型コロナウイルス感染症については、神奈川県内の福祉施設でも多数の陽性者が判明しており、一部はクラスターに発展するケースもありました。現在は変異株の感染も報告されており、予断を許さない状況です。福祉施設・事業所は、障がい者（児）、ご家族の生命、健康を守っていくために以下の通り施策の整備を要望します。

(1) 感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があるとされていますコロナワクチン接種につきましては、福祉施設従事者（以下、職員）、基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）は優先接種の対象になっています。しかし、現状は各市町村によって対応、進度が相違しています。施設・事業所では速やかに利用者・職員が共に集団接種が出来ることが望ましいと考えます。しかし、その課題は利用者・職員との対応の相違、接種券発行の条件（年齢、住民票のある住所地、申請主義）、ワクチンの確保、医師、看護師の確保（派遣要請含む）、会場の確保などがあります。

よって、市町村におかれましては、利用者・職員の優先的な集団接種が可能となるような迅速かつ柔軟的対応と配慮をお願いします。

### 【回答】健康推進課

ワクチンの追加接種（3回目）について、国や県、医療機関等と連携して準備を進めております。追加接種の接種時期は、国、県からの指示により早期に接種を行えるよう進めております。



- (2) 利用者・職員が必要な時にPCR検査を速やかに受けられるような行政検査の配慮と救護応援体制の確保をお願いします。

**【回答】健康推進課**

感染の疑いのある方やPCR検査の相談については、市内の医療機関と市コールセンターが協力し対応をしております。行政検査は厚木保健福祉事務所の管轄となりますが、利用者・職員の方が市内医療機関等によりPCR検査が必要と判断された場合等は、ご相談に応じることができるような体制等を整えております。

- (3) 利用者がPCR検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の確保をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただくようお願いいたします。

**【回答】健康推進課**

陽性と判明した際の入院可能な病床の確保等の医療体制につきましては、県が所管となり「神奈川モデル」を構築し実施をしているところです。市内の病院では、海老名総合病院東館が重点医療機関に認定されており、点滴や酸素投与等が必要な患者である中等症患者を受け入れる体制づくりを行っております。市としましては、引き続き医療体制を維持していくための対策について国や県に要望を行うとともに、一般社団法人海老名市医師会と調整を図り本市で行うことができる支援策等を実施してまいります。

- (4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引続きお願いします。

**【回答】健康推進課**

クラスターが発生した際の施設の対応につきましては、衛生・医療に係る指導をはじめとして厚木保健福祉事務所が状況や患者の症状等から総合的に判断します。市としましても、厚木保健福祉事務所と連携を図り、状況に応じて柔軟に対応していくことを考えてまいります。

- (5) 感染した施設に対しての風評被害が出ないよう市民への啓発をお願いします。  
たとえば、感染者を特定するよう施設に要求したり、製品の不買をしたり、必要な電話連絡をすることなど。

**【回答】健康推進課**

新型コロナウイルス感染症に関する市民への普及、啓発につきましては、広報紙及び市ホームページ等を通じて行っているところであります。クラスターが発生した際の施設への風評被害等につきましては、関係所管課等と連携し、状況に応じて対応することができるよう検討してまいります。

(6) 感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊をしたケースがありました。そのような職員の宿泊施設の確保または宿泊に係るかかり増し費用の助成を検討願います。

**【回答】健康推進課**

濃厚接触者については、厚木保健福祉事務所が状況や患者の症状などから総合的に判断するものです。濃厚接触者のPCR検査の手続きや自宅での過ごし方等、保健師から適切な指示や指導があるため、現状では市で濃厚接触者用の宿泊施設は確保していません。なお、濃厚接触者に特定された方は厚木保健福祉事務所の管轄になり、宿泊に係るかかり増し費用の助成はありませんが、市民の方について相談窓口として市コールセンターがございますので、厚木保健福祉事務所と連携等を行い、新型コロナウイルス感染症全般に関する不安等を払拭することができるように努めてまいります。また、市では自宅療養者支援チームを立ち上げ、感染し自宅待機を余儀なくされた方の買い物代行等、感染者及び濃厚接触者に対するきめ細かい支援を行っております。

(5) 昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、引続き柔軟な対応をお願いします。特に感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。しかし、その間も職員は自宅待機の利用者の健康把握のため連絡を行ったり、関係機関・施設や業者と頻繁に連絡調整を行っておりますので、その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようご配慮をお願いいたします。

**【回答】障がい福祉課**

事業所閉鎖時の代替支援については、国の通達などを踏まえ、適正に判断し対応してまいります。

## 2. 人材確保について(継続要望)

(1) 福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になっていきます。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。

(例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等)

**【回答】障がい福祉課**

福祉人材の確保については、「第6期海老名市障がい者福祉計画」の中で「障がい福祉人材の育成・確保事業」を新規事業として設けており、事業所をはじめとした市内関係機関と情報交換などを行うとともに、今後設立する福祉法人の中でも対応を検討してまいります。

- (2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

#### 【回答】教育支援課

現在小学校においては、福祉教育を国語や社会、総合的な学習の時間等の学習をとおして実施しており、座学だけでなく体験活動を重視し、取り入れております。具体的には、中学年・高学年で実施する点字教室や手話教室、筆記通訳、車椅子体験等です。これらは市の社会福祉協議会の方々にゲストティーチャーとして学校にお越しいただき実施しております。

なお、各学校の福祉教育の実施については、市教委で回数や割当日を決めているのではなく、各学校が児童生徒の実態や年間学習計画等を考慮して実施日を決定しております。今年度も新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、中止や実施方法を変更した学校もありますが、体験を伴った福祉学習の効果を大いに感じておりますので、今後も継続して実施されると考えております。

今後も、引き続き福祉に関する授業等は市教委と連携しながら進めていく予定でおります。

### 3. 障害者地域生活サポート事業について(継続要望)

- (1) 障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成 18 年度に施行されて 15 年が経過しました。市町村の任意事業であり、県市 1/2 負担の協調事業でもあります。平成 26 年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は 25%と低い状況となっています。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としています。よって未実施の市町村には早期に実施を要望します。特に比較的实施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。(継続要望)

ア「重度重複障害者個別支援事業」については、14 市町村が実施。

イ「単独型短期入所促進事業」については、14 市町村が実施。

ウ「地域防災拠点事業」については、11 市町村が実施。

エ「医療的ケア支援事業」については、12 市町村が実施。

オ「行動障害者支援事業」については、7 市町村が実施。

#### 【回答】障がい福祉課

障がい者地域サポート事業について、市では県の市町村事業推進交付金（障害者地域生活支援関連事業）メニューのうち、地域防災拠点事業を含む一部事業を実施しております。また、重度重複障がい者個別支援事業については、市内の事業所を対象に実施しております。

障がい者地域サポート事業及び障がい者グループホーム等運営費補助事業については、現在実施の事業を継続しつつ、未実施の事業については、市の地域性や利用者のニーズ等を勘案しながら、事業の実施について研究してまいります。

また、「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューが追加となった場合には他の事業同様内容を精査しながら活用について検討いたします。

- (2) 障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応を要望します。

**【回答】 障がい福祉課**

障がい者地域サポート事業について、市では県の市町村事業推進交付金（障害者地域生活支援関連事業）メニューのうち、地域防災拠点事業を含む一部事業を実施しております。また、重度重複障がい者個別支援事業については、市内の事業所を対象に実施しております。

障がい者地域サポート事業及び障がい者グループホーム等運営費補助事業については、現在実施の事業を継続しつつ、未実施の事業については、市の地域性や利用者のニーズ等を勘案しながら、事業の実施について研究してまいります。

また、「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューが追加となった場合には他の事業同様内容を精査しながら活用について検討いたします。

- (3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業運営を安定化するために新たに、「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の追加を要望します。

**【回答】 障がい福祉課**

障がい者地域サポート事業について、市では県の市町村事業推進交付金（障害者地域生活支援関連事業）メニューのうち、地域防災拠点事業を含む一部事業を実施しております。また、重度重複障がい者個別支援事業については、市内の事業所を対象に実施しております。

障がい者地域サポート事業及び障がい者グループホーム等運営費補助事業については、現在実施の事業を継続しつつ、未実施の事業については、市の地域性や利用者のニーズ等を勘案しながら、事業の実施について研究してまいります。

また、「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューが追加となった場合には他の事業同様内容を精査しながら活用について検討いたします。

#### **4. 障害者グループホームの運営について(継続要望)**

- (1) 障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにとても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要望します。

**【回答】 障がい福祉課**

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、グループホーム等の運営の助成が必要と認識しておりますので、継続実施してまいります。

- (2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差（8,000～17,500円）が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるように要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。

**【回答】障がい福祉課**

市では、グループホーム利用者への家賃助成については、平成23年10月より、国の特定障害者特別給付費とは別に、「海老名市障害者グループホーム等家賃助成金支給要綱」に基づき助成を行っております。今後も、障がい者がグループホームで安心して生活を過ごせるよう継続実施してまいります。

## 5. 障がい児サービスについて(継続要望・一部新規)

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています。地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人員費補助などが図られるよう要望します。

**【回答】障がい福祉課**

市では、「海老名市立わかば学園」を、平成27年から児童発達支援センターとし、療育の内容をより充実させております。

また、こどもセンターで実施している「親と子の相談事業」では「わかば学園」と連携しPT等の専門職による相談を行っており、早期の療育支援につなげております。

- (2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末日までから1年延期されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることとなります。

**【回答】障がい福祉課**

児童入所施設に入所する加齢児の移行については、対象となる方でできるだけ負担とならないよう、引き続き、関係事業所と対応を調整してまいります。

また、「えびな支援学校」等の卒業後の進路については、市のケースワーカーが高等部2年生の3者面談、高等部3年生の4者面談に参加して生徒や学校と調整を行い、さらに必要に応じて事業所等にも参加していただいております。

面談の内容を踏まえ、在学中から就労移行支援等の成人のサービス支給決定を行うなど、卒業後に円滑にサービスが利用できるよう対策を取っております。

## 6. 相談支援事業の充実(継続要望)

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

### 【回答】障がい福祉課

研修の充実については、県において進めるものと認識しております。市では市単独事業として、平成28年に期限付きの相談員育成補助制度を実施して、事業所の相談支援員育成を支援しております。

## 7. 短期入所事業について(継続要望)

(1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

### 【回答】障がい福祉課

市では、平成30年4月に開所した「障害者支援センターあきば」で4床分の設備を整備し、短期入所事業を実施しております。現在までに多くの方に利用いただき、障がい者の家族支援を担えているものと考えております。

(2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われま。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

### 【回答】障がい福祉課

前述の施設において、虐待などの緊急時の障がい者の受入れ施設として、市が利用枠を常時1床確保しており、養護者等による虐待からの分離や支援者が不在の場合の一時保護などに利用しております。

## 8. 就労関連について(継続要望)

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。

### 【回答】障がい福祉課・職員課

市では、障害者優先調達推進法に基づき、障がい福祉施設からの物品等の積極的導入に力を入れております。令和2年度におきましても調達目標である昨年度実績以上を達成しております。

また、「海老名市社会福祉協議会」に委託し、ともしびショップである「ばれっと」の運営、共同受注窓口の運営を委託して、安定的な就労機会の確保と工賃向上に取り組んでおります。

さらに、令和2年度は1回目の緊急事態宣言における工賃の減少に対応するため、市独自の工賃助成制度を創設しております。(障がい福祉課)

令和2年4月に策定しました「海老名市障がい者活躍推進計画2020」を踏まえながら、障がい者雇用の推進を図るとともに、継続的な法定雇用率の達成等に向けて取り組んでまいります。(職員課)

## 9. 障がい者の防災対策について(継続要望)

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

### 【回答】危機管理課・障がい福祉課

市では、障がい者を含めた要配慮者に対しての防災対策に取り組んでおります。

各避難所予定施設等では、運営を円滑に行うため避難所開設後、避難者が主体となり運営委員会を設立します。委員会のメンバーには、介添者、女性等を加えることを呼び掛けており、多種多様な目線からの意見反映を行うよう努めております。

2019年度の避難所運営訓練では、避難所運営委員会議を模擬的に実施し、また、事前に相談等をいただいていたこともあり、杉本小学校の避難所運営訓練に聴覚障がいの方々に参加していただきました。

避難所予定施設を開設する段階で一般の避難者との共同生活が難しい避難者は、各避難所予定施設に平時から定めている要配慮者居住エリアへの受入れを行います。また、その後、福祉的支援の準備が整い次第、福祉避難所予定施設に移動の上、生活していただくことも想定しており、わかば会館では、障がい者の方にも毎年、訓練に参加していただいております。防災対策の強化に努めております。

このほかに事前対策としては、各避難所予定施設に要援護者ベストの配備、障がい者の受入れに関する災害協定を要配慮者利用施設と締結しております。(危機管理課)

令和3年5月に改訂された「福祉避難所に関するガイドライン」を踏まえ、関係課と調整を図りながら、防災対策のあり方を検討してまいります。(障がい福祉課)

(2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

**【回答】危機管理課・障がい福祉課**

現在、無線設備等配備する計画はございません。

災害発生時、市が発信する情報に留意していただきますようお願いいたします。

情報伝達手段については、防災行政無線があり、その補完手段として、電話で防災行政無線の放送内容を聞きなおすことができる防災行政無線放送音声案内、事前登録制のえびなメールサービス、スマートフォン等で利用可能な海老名防災マップアプリケーション等、様々な形での情報伝達手段の確保に取り組んでおります。

(危機管理課)

市では、補助金事業として地域防災拠点事業を実施し、災害対策物品の確保に取り組んでいただいております。今後も事業所と連携して大規模災害への対策に取り組んでまいります。(障がい福祉課)

## 10. 発達障がい者への支援の充実について(継続要望)

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

**【回答】障がい福祉課**

発達障害者支援センターの設置は、発達障害者支援法に基づいて県が行うものと認識しておりますが、早期発見や社会参加が円滑に行えるよう、県をはじめ教育委員会等とも情報連携を行ってまいります。

## 11. 第6期障害福祉計画について(継続要望)

### (1) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

**【回答】障がい福祉課**

基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点については、「海老名市障がい者福祉計画【第6期】」計画期間内の整備を目標に進めてまいります。



(2) 基幹相談支援センターの設置について

この事業については神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

【回答】障がい福祉課

基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点については、「海老名市障がい者福祉計画【第6期】」計画期間内の整備を目標に進めてまいります。

(3) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

【回答】障がい福祉課

日中一時支援や移動支援等のサービス理由決定においては、必要な支給決定がなされるよう、引き続きケースワーカーによるきめ細かい面談等を実施してまいります。また、成年後見人制度利用支援事業等についても、後見報酬助成などの支援を継続いたします。

(4) 多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知→市町村の担当者がどのくらい理解されているのか疑問、事業所職員も知らなかったというケースがあります。）にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断型・循環型サービスが必要です。

多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

【回答】障がい福祉課

当事者の方々が必要な時期に必要な支援を選択できるよう、意思決定支援へのサポートや適切な情報提供を行ってまいります。

※教育行政への陳情・要望に対する回答につきましては、海老名市教育委員会に回答内容について確認をいたしました。

事務担当：市民協働部 市民相談課

神奈川県知的障害福祉協会

会長 出縄 守英 様

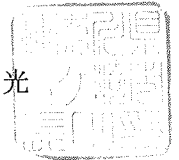
神奈川県身体障害施設協会

会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川ヘルプセンター

会長 鈴木 暢 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書（回答）（回答）

寒冷の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から市政の推進に格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年1月8日付で御依頼いただきました要望につきまして、次のとおり回答いたします。

## 1 新型コロナウイルス感染症の対応について（新規要望）

（1）感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われておりますコロナワクチン接種につきましては、福祉施設従事者（以下、職員）、基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）は優先接種の対象になっています。しかし、現状は各市町村によって対応、進度が相違します。施設・事業所では速やかに利用者・職員が共に集団接種が出来ることが望ましいと考えます。しかし、その課題は利用者・職員との相違、接種券発行の条件（年齢、住民票のある住所地、申請主義）、ワクチンの確保、医師・看護師の確保（派遣要請含む）、会場の確保などがあります。よって、市町村におかれましては、利用者・職員の優先的な集団接種が可能となるような迅速かつ柔軟的対応と配慮をお願いします。

（担当：健康増進課）

新型コロナウイルスワクチンの接種については、本市では基礎疾患を有する方を優先接種の対象者としまして、1回目及び2回目の接種を進めてまいりました。その結果、2回目の接種が完了した方の割合は1月3日時点で86パーセントとなり、希望する市民の方の接種はほぼ完了しているものと認識しております。

3回目の接種につきましては、新たな変異株の状況を踏まえ、クラスター発生の場合に限らず、2回目の接種完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の対象者として、医療従事者や重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者等を優先対象者とする国の方針が示されたところです。本市でも、接種可能な時期が近付いた段階で対象の皆様へ順次接種券を郵送してまいります。集団接

種会場は、会場のスペースや人員等に一定の制限がある中で、御本人や御家族などからの御相談に応じて、引き続きできる限りの対応を行ってまいります。

また、1回目及び2回目の接種時に実施しました福祉施設等における巡回接種については、3回目接種においても実施する予定として現在検討を進めています。今後もワクチン接種を希望する市民の皆様が安心して接種できるよう進めてまいりますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。

(2) 利用者・職員が必要な時にPCR検査を速やかに受けられるような行政検査の配慮と救護応援体制の確保をお願いします。

(担当：保健予防課)

本市では、必要に応じて接触者の範囲を広げてPCR検査を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方（発熱や咳などの自覚症状がある方）に対しては、茅ヶ崎市保健所コロナ受診相談センターで検査できる医療機関等を紹介するなど、PCR検査が必要な方が適切に検査できるように対応しております。なお、介護老人福祉施設等については、神奈川県がPCR検査を実施しております。

(3) 利用者がPCR検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の確保をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入所者も対象にさせていただきようお願いします。

(担当：保健予防課)

神奈川県では、これまでの病床の確保や一般医療との両立の観点から、災害時の緊急的な対応が必要となる病床確保フェーズを新たに設定することで医療機関に新型コロナウイルス感染症患者を適切に受入できるように、各フェーズの確保病床数の見直しを行っております。

本市も、国や県の施策を考慮した上で、必要な体制の整備に取り組んでまいります。

また、施設内で患者が発生した場合は、積極的疫学調査を行い、濃厚接触者に対しては、PCR検査の実施や不要不急の外出をしないことを引き続き要請してまいります。

(4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引き続きお願いします。

(担当：保健予防課)

集団感染が発生した際、保健所は、患者発生と同時に積極的疫学調査で、行動歴を確認し、濃厚接触者を洗い出し、感染可能者については、PCR検査を行い、早期にクラスター対応を行っているところです。

また、福祉・介護施設でのクラスターは、感染者が基礎疾患を持ち、かつ、高齢者であることが多く、感染後に症状が悪化してしまうケースがあります。そのため、必要に応じて、感染症に対する専門知識を有する医師や看護師等によって構成されるC-CAT（神奈川コロナクラスター対策チーム）を要請し、現地へ派遣してもらい、様々な指導を行っていただいております。

医療用物資の支給については、施設内で感染者が発生した場合など緊急時において都道府県が医療機関や介護施設等に対して医療用物資を配布するために、随時、通常の送付量に上乗せして一定数量を国から配布しているところです。

(5) 感染した施設に対しての風評被害が出ないよう市民への啓発をお願いします。たとえば、感染者を特定するよう施設に要求したり、製品の不買をしたり、不必要な電話連絡をすることなど。

(担当：保健予防課)

風評被害に対しての周知・啓発については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、様々な対策を講じる中で行ってまいりました。新型コロナウイルス感染症の新規感染者が発生した時の記者発表においては、人権尊重、個人情報保護についての御理解と御配慮を求めることをお願いしております。

(6) 感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊をしたことがありました。そのような職員の宿泊施設の確保または宿泊に係るかかり増し費用の助成をお願いします。

(担当：保健予防課)

濃厚接触者については、速やかに接触者健診としてPCR検査を実施できる体制を整えております。接触者健診の結果、陽性であった場合は、症状等により入院、自宅、若しくは宿泊施設での療養となります。結果が陰性であった場合は、陽性患者との最終接触日から10日間は、健康観察期間となります。当該期間は、不要不急の外出を控えていただき、やむを得ず外出する場合は、マスクの着用をお願いしております。

また、同居の方がいる場合は、マスクの着用や可能な限り部屋を分けるなどの注意喚起を行っております。現時点では、濃厚接触者の方を隔離する法的な権限を有しておりませんので健康観察期間の宿泊施設での療養など自主隔離については、各自の判断となります。

(7) 昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、引続き柔軟な対応をお願いします。特に感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。しかし、その間も職員は自宅待機の利用者の健康把握のため連絡を行ったり、関係機関・施設や業者と頻繁に連絡調整を行っておりますので、その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようご配慮をお願いします。

(担当：障がい福祉課)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う障害福祉サービスの代替的支援等については、令和2年度に引き続き、国や神奈川県からの通知等を踏まえ、適時事業所と連携を図り対応してまいりました。今後も、感染拡大状況等を考慮しながら、国や神奈川県からの通知等を踏まえ適切な対応をしてまいります。

## 2 人材確保について（継続要望）

(1) 福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になっています。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。（例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等）

(担当：雇用労働課、障がい福祉課)

障がい者の暮らしを支える福祉人材の不足については、全国的な課題となっており、その確保については「第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」の中でも取り組むべき課題として位置付けております。

また、福祉分野への就業を希望される方と福祉人材の求人を行っている事業者等との接点を設ける取組として、本市主催の「合同企業説明会」や他市と連携した「湘南合同就職面接会」を実施しています。特に、令和3年度の「合同企業説明会」は、マッチング率向上を目的として実施回ごとにコンセプトを設定して開催しており、10月の説明会は「福祉」をコンセプトとして介護や保育に関する事業者に参加していただきました。

さらに、ホームページに「茅ヶ崎市内企業の求人情報」のページを設け、福祉分野を始めとした正社員を募集している市内の事業所（本社、本店、支店など）の求人情報へのリンク先を掲載しています。今後も、合同企業説明会の開催を通して、福祉分野への就業を希望する方と事業者が直接会って話をするができる機会を設けるなど、福祉人材の確保に向けた支援を行ってまいります。

(2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

(担当：学校教育指導課)

市内の複数の小・中学校では、総合的な学習の時間や特別活動等において、茅ヶ崎市社会福祉協議会等の協力を得ながら障がいのある方々を講師として招へいし、点字や手話、車いす等の体験を通して、障がいに対する理解を深める学習に取り組んでおります。

また、中学校の特別支援学級では、近隣福祉施設への職業体験を含めた校外学習を行っております。このような活動は、子どもたちの自立と社会参加に向けた意識の向上を図るとともに、障がい特性についての市民の理解促進につながるものと捉えていることから、引き続き、各学校の福祉施設や福祉に関する人々と連携・協力した取組を支援してまいります。

### 3 障害者地域生活サポート事業について（継続要望）

(1) 障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成18年度に施行されて15年が経過しました。市町村の任意事業であり、縣市1/2負担の協調事業でもあります。平成26年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は25%と低い状況となっております。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としています。よって未実施の市町村には早期に実現を要望します。特に比較的实施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。

ア 「重度重複障害者個別支援事業」

イ 「単独型短期入所促進事業」

ウ 「地域防災拠点事業」

エ 「医療ケア支援事業」

オ 「行動障害者支援事業」

(担当：障がい福祉課)

本市では、障害者地域生活サポート事業として平成24年度から「単独型短期入所促進事業」、「短期入所利用促進事業」、「重度重複障害個別支援事業」、「医療的ケア支援事業」、「地域交流等支援事業」及び「地域防災拠点事業」を実施しています。

また、障害者グループホーム運営事業については、「設置費（新築・改修）」、「設置費（初度調弁）」、「運営費（基本分）」、「初期受入支援加算」及び「移行者家賃支援費（旧グループホーム利用者地域支援事業）」を実施しているほか、令和元年度に新設した「体験利用促進費」の関係要綱を整備し、平成31年4月に補助事業に追加しています。引き続き、地域で障がい者が安心して暮らすことができるよう、事業の継続に努めてまいります。

(2) 障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応をお願いします。

(担当：障がい福祉課)

障害者地域生活サポート事業については、神奈川県「障害者地域生活サポート事業実施要綱」の基準に準じて実施しています。引き続き、地域で障がい者が安心して暮らせるように適正な事業実施に努めてまいります。

(3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業運営を安定化するために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の追加を要望します。

(担当：障がい福祉課)

障害者地域生活サポート事業については、神奈川県「障害者地域生活サポート事業実施要綱」の基準に準じて実施しております。現時点では、サポート事業への項目追加は予定していませんが、本市としても、計画相談件数の増加に伴い、相談支援事業所の業務が増大している状況は認識しております。そのため、適正な運営が維持できるよう、神奈川県に対して継続的に要望を行ってまいります。

#### 4 障害者グループホームの運営について（継続要望）

(1) 障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにとても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要望します。

(担当：障がい福祉課)

グループホームの運営については、国が定める障害福祉サービス報酬及び神奈川県単独の加算により実施していただいております。神奈川県では、平成31年4月から交付金から補助金へ変更となっておりますが、引き続き、事業者がグループホームの円滑な運営ができるよう努めてまいります。

(2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差（8,000円～17,500円）が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。

(担当：障がい福祉課)

本市のグループホーム家賃補助については、利用者が契約している家賃額から補足給付費を差し引いた額の2分の1を上限1万円として補助しています。対象者も年々増加しているため、補足的な増額は困難な状況でございますが、地域で障がい者が安心して暮らすことができるよう、引き続き財源確保に努めてまいります。

## 5 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

(1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています、地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT, OT, STなどの専門職の人員費補助などが図られるよう要望します。

(担当：障がい福祉課)

障害児支援体制整備等の現状については、令和3年1月1日現在、児童福祉法（昭和22年法律第164号）における障がい児支援として、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所15か所、放課後等デイサービス事業所28か所が事業を実施しております。このうち、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の2か所では、医療的ケアが必要な重度の障がい児を対象とし、看護師等の配置がされています。

また、PT等の専門職を配置し、子どもの障がい特性に応じた支援に取り組んでいる事業所もあります。茅ヶ崎市・寒川町障害児者通所事業所連絡会等を始めとする関係機関の会議の場等でも、サービス内容の質の確保を図るため、課題の共有や情報提供、必要な取組への協働などを行っています。

児童発達支援や放課後等デイサービスについては、神奈川県が「指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき事業の指定や運営を行い、人員基準もこれに基づくものです。本市単独の専門職の人員費補助等は、現時点では検討しておりません。令和3年度障害福祉サービス等報酬改訂については、児童発達支援センター、児童発達支援及び放課後等デイサービスに対して、専門職の配置等より手厚い支援を評価する報酬体系の見直しや、看護職員加配加算等の見直し等により医療的ケアが必要な児に対する支援の充実が図られたところです。市民の皆様には、上記複数の事業所の活用を十分に図っていただきたいと考えております。

(2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末日までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることとなります。

(担当：障がい福祉課)

加齢児の施設移行については、令和3年1月1日現在で2名の加齢児が施設待機をしている状況です。加齢児の移行支援では、18歳に到達する年度の1年程度前から神奈川県中央児童相談所が中心となり、児童入所施設や本市のケースワーカー、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における移行先施設等関連機関が連携を図り、候補となる神奈川県内外の空き施設の調査やアセスメントを行い、ケース会議を頻回に開催しながら、短期入所による体験を行い、成人施設への移行に向けて調整を行っています。

ただし、重度の障がいがある方の入所施設については、人員や設備等の受入体制や支援技術等を要することから、限られた施設となっている現状があります。施設移行に向けた意思決定支援や障害支援区分の認定において、各関係機関との調整を随時行うことで速やかに実行し、活用が可能な制度をできるだけ活用することで、入所施設への移行を実現できるように努めてまいります。

## 6 相談支援事業の充実（継続要望）

(1) 相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

(担当：障がい福祉課)

神奈川県が開催する相談支援専門員に対する研修については、市町村が推薦した方の受講が可能となっています。本市としても人員確保の観点から、様々な場面を通して研修回数や受講者数の増加を神奈川県へ要望してまいります。

## 7 短期入所事業について（継続要望）

(1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

(担当：障がい福祉課)

本市では、令和3年11月現在、入所施設（2か所）、日中サービス支援型グループホーム（2か所）、通所施設（1か所）及び医療機関で短期入所事業（1か所）を実施しています。今後も、神奈川県医療型短期入所事業所開設促進事業の担当者や医療機関と連携し、新たに指定短期入所事業（医療型）を市内の医療機関に開始していただくよう、働きかけてまいります。

このほか、障がい特性や年齢に応じて市内の事業所での受入が困難な場合には、複数の関係機関と連携し、市外、神奈川県外等の施設を利用していただいております。

(2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われれます。県が広域にわたり調整できるよう市町村から上申願うよう要望します。

(担当：障がい福祉課)

障がい者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）における緊急時のベッドの常時の確保については、本市のみの対応は困難ですが、多様な障がい特性に応じた適切な受入施設における居室の確保が必要になることもあり、神奈川県内外を含めた居室の確保については、機会を捉えて、神奈川県等の担当者と、課題の確認や必要性に関する意見交換等を行ってまいります。

## 8 就労関連について（継続要望）

(1) 障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少による大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。



(担当：職員課、障がい福祉課)

福祉施設への物品購入の役務の業務委託等の優先発注については、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、平成25年度以降「茅ヶ崎市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しています。令和2年度は、調達目標3,000,000円以上に対し、調達実績は2,597,030円でした。令和3年度は、調達目標2,600,000円以上として、目標達成に向け取り組んでいます。施設外就労の推進については、市内就労継続支援事業所が市庁舎内で職員向けの昼食弁当等の販売を施設外就労として実施しています。

本市の障がい者雇用に係る取組については、職員採用において常勤職員・非常勤職員ともに障がい者枠を設けて実施するとともに、障がいのある職員がその特性や個性に応じて自身の能力を発揮できるよう、必要な機器や相談体制の整備など、働きやすい職場環境の整備に努めております。

本市の常勤職員の採用は、平成19年4月より職種として事務職の身体障がい者区分を設け採用試験を実施するとともに、平成25年度からは障がいの区分をなくし、受験機会の拡大を図ってまいりました。非常勤職員については、平成22年度から障がい者を雇用し、令和3年度は会計年度任用職員として16人を雇用しています。毎年、障がい者が活躍する職場の拡大を図っており、令和3年度は、常勤職員1人、会計年度任用職員を6人採用いたしました。

また、本市では、障がいのある職員の活躍の一層の推進と、法定雇用率達成に向けた雇用の促進のため、令和2年度に茅ヶ崎市における障害者活躍推進計画を策定し、計画に基づく取組を推進しております。職員が、障がいや障がい者を正しく理解し、障がいのある職員の活躍を更に推進するため、平成22年度から実施している職員向け研修会を継続して実施するほか、計画推進体制の整備、相談体制の整備、職域の拡大に向けた取組などを推進しております。引き続き、茅ヶ崎市における障害者活躍推進計画の推進を通じて、本市全体として障がい者雇用に係る課題を抽出し、検討しながら解決に向けて取り組んでまいります。

## 9 障がい者の防災対策について（継続要望）

(1) 昨今の自然災害は、地震に加え風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

(担当：防災対策課、障がい福祉課)

大規模災害発生時には、家屋の倒壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難な被災者が多数避難所に来ることが想定されます。本市では、公立小・中学校全32校を災害対策地区防災拠点（避難所）として開設し、被災者を受け入れます。

障がい児及び障がい者等の要配慮者については、避難所運営に携わる職員を始め、学校関係者、地域の自治会、自主防災組織、民生委員等で連携や協力して支援を行うこととなります。発災当初は、障がいの程度等を把握し、要配慮者の特性に応じた専用スペースの確保や支援者の確保及び必要な物資の把握や提供等を行います。

また、避難所での生活が困難な方については、福祉避難所に係る協定を締結している市内の社会福祉施設等に受入を要請するとともに、市内の福祉避難施設だけでは収容が困難な場合には、神奈川県に対して広域応援を要請いたします。

今後は、避難行動要支援者を対象に内閣府が市町村モデル事業として進めている「自助・共助・公助の連携による要支援者の避難のための取組」の進捗を踏まえながら、研修会等の機会を通して、避難所における障がい者への配慮の必要性について周知及び啓発を行うとともに、関係機関、団体並びに本市が連携、協力して障がい者に対する防災対策に取り組んでまいります。

(2) 大規模災害時等を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

(担当：防災対策課、障がい福祉課)

本市では、大規模災害時等に一般の避難所で避難生活を送ることが困難な方の居場所の確保のため、市内の民間障がい福祉施設と福祉避難所協定を締結しています。福祉避難所協定施設には、本市と無線で連絡ができるよう、MCA無線装置を設置し、定期的に訓練を実施し災害時に備えています。

また、障害者地域生活サポート事業のメニューである地域防災拠点事業を実施し、民間社会福祉施設を災害時の福祉避難所として活用できるように、災害時に必要とする物品の整備に係る費用を助成しています。今後も、通信手段や備品等の確保のため、事業の継続に努めてまいります。

## 10 発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

(1) 現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

(担当：障がい福祉課)

本市では、相談支援事業者の人材育成を目的に、市内の委託一般相談支援事業者や指定特定相談支援事業者へ臨床心理士による発達障害専門相談員の巡回相談を実施しています。現在、相談支援専門員が関わる障がい児及び障がい者の通所する事業所にも巡回相談の場を拡大し、より適切なアドバイスが障がい児、障がい者、御家族及び他機関の支援者とも共有できるような体制をとっています。

このほか、相談支援事業者と本市では定期的な情報交換会や事例検討会等の研修会を開催しており、相談支援事業者や通所事業所から支援の効果が報告されています。今後も、市内の相談支援事業所や関係機関の人材育成、横断的なネットワークの構築をすることで、発達障害者支援の充実を図ってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

## 11 第6期障害福祉計画について（継続要望）

(1) 地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

(担当：障がい福祉課)

地域生活支援拠点整備については、令和元年度に緊急時の受入や対応を優先度の高い課題とし、茅ヶ崎市地域生活支援拠点整備連絡会を発足しています。令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため対面会議は実施していませんが、本市が作成した「情報共有シート」を活用し、今後も各関係機関と意見交換や協議を行っていく予定です。

このほか、安心生活支援事業については、緊急一時的な宿泊の受入体制の整備に向けて、市内の事業所等と協力し、モデル事業を実施するなど体制づくりを進めています。日々発生するケース支援にお

いても、地域生活支援拠点整備における体制づくりを意識しながら、相談支援事業所等関係機関と対応に当たっています。

また、圏域の自立支援協議会や茅ヶ崎市自立支援協議会とも、適時、状況の報告を行い、協議を進め、面的体制の整備に取り組みながら、引き続き、近隣市町村の先進的な事業内容や既存の事業の改善や事業の導入等について、情報収集し、調査研究してまいります。

(2) 基幹相談支援センターの設置について、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に、協議、検討願います。

(担当：障がい福祉課)

基幹相談支援センターについては、地域の相談支援の中核的な拠点として、総合的な相談業務及び権利擁護や虐待防止を促進し、地域の障がい者等の支援体制の強化を図っていく重要な機関であると認識をしています。本市では、国の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本方針を受け、令和3年度から5年度を計画期間とする第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の障害福祉計画における成果目標として相談支援体制の充実・強化を位置付け、基幹相談支援センターの設置を目指すこととしています。

基幹相談支援センターの設置を含む本市における相談支援体制の在り方については、これまでも相談支援事業者を中心に意見交換や課題の整理等を行っており、令和3年度にも相談支援事業者への個別のヒアリングを行うなど検討をしています。今後も、相談支援体制の充実・強化に向け、検討を進めてまいります。

(3) 市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

(担当：障がい福祉課)

本市における日中一時支援事業、移動支援事業については、障がいのある方の居場所の確保や社会参加の手段として、重要な事業であると認識しています。

また、成年後見利用推進支援事業は、関係機関や関係部署とのネットワークの構築を始め、法人後見への支援、市民後見人養成における支援及び成年後見支援制度の活用等を進めているところです。今後も様々な利用者のニーズを把握するとともに、関係事業所等とも情報共有を行いながら、必要な支援が提供できるよう、適宜、事業の内容などの見直しを含め検討してまいります。

(4) 多様な福祉サービスのあり方について、県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知⇒市町村の担当者がどれくらい理解されているか疑問、事業所も知らなかったというケースがあります。）にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためにも横断型・縦断型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティーネット機能、役割を再確認していただきたいと思えます。

福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

(担当：障がい福祉課)

ライフステージを通じた切れ目のない相談支援体制の構築については、第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の中でも取り組むべき課題の一つとして位置付けており、障がい特性やライフステージの変化など複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けた検討を進めます。

また、本市では地域生活支援拠点等のうち、安心生活支援事業で緊急時の受入等の機能を備えた拠点を、令和2年度に障害者支援施設において2か所を整備しました。今後は、拠点等の機能に関する検証を実施し、機能のさらなる充実を図ります。引き続き、県内市町の障がい福祉施策について、湘南都市障害福祉主管課長連絡協議会や湘南東部障害保健福祉圏域自立支援協議会等の会議において、神奈川県内市町の障がい福祉施策に関する情報の共有や連携に取り組んでまいります。

(事務担当 市民相談課 市民相談担当)

受付No.709



令和4年1月28日

神奈川県知的障害福祉協会

会長 出縄 守英 様

神奈川県身体障害施設協会

会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター

会長 鈴木 暢 様

厚木市長 小林 常良



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

利用者が安心して安全な地域生活を継続していくため、地域福祉を中心的に担う市町村において、障害福祉サービスの更なる推進と充実が図られるよう次のとおり要望いたします。

1 新型コロナウイルス感染症の対応について(新規要望)

昨年度に引続き依然として世界的な脅威になっています新型コロナウイルス感染症については、神奈川県内の福祉施設でも多数の陽性者が判明しており、一部はクラスターに発展するケースもありました。現在は変異株の感染も報告されており、予断を許さない状況です。福祉施設・事業所は、障がい者（児）、ご家族の生命、健康を守っていくために以下の通り施策の整備を要望します。

(1) 感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があるといわれていますコロナワクチン接種につきましては、福祉施設従事者（以下、職員）、基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）は優先設種の対象になっています。しかし、現状は各市町村によって対応、進度が相違しています。施設・事業所では速やかに利用者・職員が共に集団接種が出来ることが望ましいと考えます。しかしその課題は利用者・職員との対応の相違、接種券発行の条件（年齢、住民票のある住所地、申請主義）、ワクチンの確保、医師・看護師の確保（派遣要請含む）、会場の確保などがあります。よって、市町村におかれましては、利用者・職員の優先的な集団接種が可能となるような迅速かつ柔軟的対応と配慮をお願いします。

(2) 利用者・職員が必要な時にPCR検査を速やかに受けられるような行政検査

の配慮と救護応援体制の確保をお願いします。

【回答】障がい福祉課

新型コロナワクチン接種につきましては、厚木市障害児者福祉事業所から予防接種予定者の報告をいただき、入所・通所施設とも従事者・利用者が優先的に摂取できるよう対応いたしました。また、神奈川県による感染拡大傾向時の一般検査事業が実施されたことにより、感染状況に応じたPCR検査等が障害福祉事業所においても定期的  
に実施することが可能となっております

- (3) 利用者がPCR検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の確保をお願いします。ケア付き宿泊療養施設にはグループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただくようお願いいたします。
- (4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引き続きお願いします。
- (5) 感染した施設に対しての風評被害が出ないよう市民への啓発をお願いします。たとえば、感染者を特定するよう施設に要求したり、製品の不買をしたり unnecessary 電話連絡をすることなど。
- (6) 感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰らず、車中泊をしたケースがありました。そのような職員の宿泊施設の確保または宿泊に係るかかり増し費用の助成を検討願います。
- (7) 昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、引き続き柔軟な対応をお願いします。特に感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。しかし、その間も職員は自宅待機の利用者の健康把握のため連絡を行ったり、関係機関・施設や業者と頻繁に連絡調整を行っておりますので、その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようご配慮をお願いいたします。

【回答】障がい福祉課

利用者・職員方々の生命、健康を守る感染拡大防止のための施策といたしまして、国や県が確保したサージカルマスクや防護服等の衛生物品が納品され次第、迅速に配布するほか、代替的支援等についても通達により適時対応してまいります。また、介護保険サービス事業所等支援事業補助金を活用していただくことで福祉事業所が安定して継続運営できるよう支援を実施いたしました。

## 2 人材確保について（継続要望）

- (1) 福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題にな

っています。市町村と法人、施設が協力して具体的な取り組みが行えるよう要望します。（例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採用にかかる助成金・奨励金制度・奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等）

- (2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

【回答】障がい福祉課

福祉人材の確保について、キャリアアップや研修受講のための支援のほか、法人と協力し就職説明会を開催しております。また、障がい者理解は重要な施策として認識しており、誰もが障がいを身近なものとして理解できるまちづくりを具現化するため、教育委員会と連携を図り、総合的な学習の時間に福祉について学ぶ活動の1つとして手話、点字、車いす体験などを取り入れるなど、障がいのある子との交流及び共同学習の推進を図るよう、厚木市障がい者福祉計画(第6期)に位置付けております。

3 障害者地域生活サポート事業について（継続要望）

- (1) 障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成18年度に施行されて15年が経過しました。市町村の任意事業であり、縣市1/2負担の協調事業でもあります。平成26年度から交付金化され、実施に当たっては、市町村の財政状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は約25%と低い状況となっています。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目標としています。よって未実施の市町村には早期に実施を要望します。特に比較的实施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。（継続要望）

ア 「重度重複障害者個別支援事業」については、14市町村が実施。

イ 「単独型短期入所促進事業」については、14市町村が実施。

ウ 「地域防災拠点事業」については、11市町村が実施。

エ 「医療ケア支援事業」については、12市町村が実施。

オ 「行動障害者支援事業」については、7市町村が実施。

【参考】障がい福祉課

厚木市の実施状況 ア:実施 イ:実施 ウ:実施 エ:実施 オ:実施

- (2) 障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条例に厳しい部分がありますので、柔軟



な対応を要望します。

- (3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状況が続いています。事業安定運営のために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の項目の追加を要望します。

【回答】障がい福祉課

障害者地域生活サポート事業につきましては、市町村はそれぞれの地域での必要性等を勘案し、神奈川県市町村事業推進交付金を活用することにより事業を実施しております。利用者ニーズに合わせた実施を継続して行い、県へ柔軟な対応を要望してまいります。なお、計画相談等の作成に係る報酬単価につきましては、人件費等を含めた基準を国が定めており、市単独による補助等は検討しておりません。

#### 4 障害者グループホームの運営について（継続要望）

- (1) 障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにとても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに引き続き継続、充実の推進を要望します。
- (2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差(8,000円～17,500円)が生じています。地域での安心した生活を送るためにも、全市町村で家賃助成が実施できるよう要望します。現在19市町が家賃助成を実施しています。

【回答】障がい福祉課

障害者グループホーム等運営費補助事業につきましては、市町村はそれぞれの地域での必要性等を勘案し、神奈川県市町村事業推進交付金を活用することにより事業を実施しております。補助率の維持を県に要望してまいります。また、グループホームの家賃助成につきましても、障がい者の地域移行及び自立生活の促進を図るため、補助事業が継続できるよう、予算の確保に向けて努力してまいります。

#### 5 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています。地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村独自の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。

【回答】障がい福祉課

障がい児の支援につきましては、平成29年度に児童発達支援センターを設置し

身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実を図りました。今後につきましても、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等の適切なサービス利用を推進し、報酬改定に応じた対応をしております。

また、療育相談センターまめの木で実施している保育所等への巡回相談を担う作業療法士や臨床心理士などの専門職を拡充するとともに、障害児相談支援の更なる質の向上を図るため、障がい児相談支援アドバイザーを派遣しております

- (2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として現在高校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることとなります。

**【回答】 障がい福祉課**

本人の成長段階に応じた支援を提供するためには、障害児入所施設から障害者支援施設、グループホーム等への移行支援が重要であると認識しております。本人の意思を尊重した地域生活の実現に向けて、包括的に支援ができるよう速やかに関係機関との連携を図っております。

**6 相談支援事業の充実（継続要望）**

相談支援従事者初任者研修、相談支援専門員現任研修における研修回数が増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

**【回答】 障がい福祉課**

相談支援専門員の確保及び育成の必要性につきましては、十分認識しておりますので、相談支援従事者初任者研修等につきましても、希望者全員が受講できるよう県に働きかけてまいります。また、新しい生活様式を取り入れた研修開催にも着目してまいります。

**7 短期入所事業について（継続希望）**

- (1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

【回答】障がい福祉課

本市につきましては、障害者地域生活サポート事業の「単独型短期入所促進事業」を実施しております。また、家族が緊急な病気や怪我によって不在となったため日常生活の維持が困難となった障がい児・者の一時的な滞在場所を確保するための地域生活支援拠点機能強化補助事業を令和3年度より新設いたしました。

- (2) 障害者虐待法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われま  
す。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

【回答】障がい福祉課

障がい者虐待に対する緊急一時保護先の確保につきましては、県におきまして「県立障害福祉施設における被虐待障害者の緊急受入れに係る連絡会」を開催し、本市も出席して緊急受入れについての検討を行った経緯がございますので、今後につきましても、県と調整をしてまいります。

8 就労関連について(継続希望)

障がい者の経済的自立は、障害者基礎年等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同発注窓口の設置が図られるよう要望します。

【回答】障がい福祉課

本市につきましては、障がい者の安定した地域生活のために、経済的自立は非常に重要であると認識しており、障害者優先調達推進法に基づき、厚木市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定するとともに、物品やサービス等を調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進しております。

また、複合施設アミューあつぎの厚木市まるごとショップ「あつまる」におきまして、障がい者就労施設等の手作り製品を常時販売しているほか、イベント等の機会を捉えて展示即売会を開催するなど、障がい者の自立に向けた支援に努めております。なお、令和3年度より就労支援事業所が集合体を組織し、受注拡大に取り組む障がい者就労施設等共同受注窓口事業への補助を新設いたしました。

9 障がい者の防災対策について(継続要望)

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂被害等が増大  
しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが  
難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられま

す。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

【回答】危機管理課

本市につきましては、障がい者を含む要支援者が安心して避難所生活を送ることができる環境を実現するため、平常時から地域の各種団体の委員や職員等で組織する避難所運営委員会と連携を図り、運営体制の構築や整備に努めております。

本要望の運営委員会への障害福祉施設等関係者の参加につきましては、機会を捉え、地域に働きかけてまいります。

(2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設設備、備品等の確保が行われるよう要望します。

【回答】危機管理課

大規模災害が発生した際の通信手段の確保につきましては、大変重要なことと認識しておりますので、市内公共施設等にMCA無線機等を配置しております。併せて、地区市民センター（公民館）を地域における災害情報収集拠点として位置付け、情報の収集・発信体制の構築を図っております。

本要望の無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保につきましては、これまでの災害を教訓とした体制を整えるとともに、新たな災害の検証結果を施設整備や備品等の確保に反映させるなど、着実な強化に努めております。

10 発達障がい者への支援の充実について(継続要望)

現在、かながわA(エース)が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

【回答】障がい福祉課

県におきまして、地域生活支援事業を活用することにより、平成28年度から各保健福祉圏域に「発達障害者地域支援マネージャー」を配置いたしました。本市につきましては、令和3年度から障がい者基幹相談支援センターへ発達障がいの専門的知識を有する職員を配置することで、発達障がい者の困難事例につきまして適切な支援に努めてまいります。

11 第6期障害福祉計画について(継続要望)

(1) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

**【回答】障がい福祉課**

本市につきましては、団塊の世代が75歳を迎える2025年や人口減少社会の到来を見据え、地域包括ケア社会の実現に向けた具体的な取組を進めることにより、地域生活支援拠点等に必要な機能の充実を図るとともに、障がい特性を考慮して整備する緊急時の受入れや対応などは、障害者協議会で検討を行うことが効果的であることから、本市の福祉施策に合致している面的整備型で整備を図っております

**(2) 基幹相談支援センターの配置について**

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

**【回答】障がい福祉課**

本市では、平成27年10月に厚木市障がい者基幹相談支援センターを開設し、障害者総合支援法第77条の2の規定による業務のほか、地域移行・地域定着に向けた取組を行い、機能の充実を図っております。

**(3) 市町村地域生活支援事業について**

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるように要望します。

**【回答】障がい福祉課**

地域生活支援事業の重要性につきましては、十分認識しておりますので、今後も引き続き、地域の特性に応じた事業を効率的及び効果的に実施するとともに、適正かつ公正な支給決定に努めてまいります。

**(4) 多様な福祉サービスのあり方について**

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題(介護保険優先ではない2007年厚労省通知→市町村の担当者がどのくらい理解されているのか疑問、事業所職員も知らなかったというケースがあります。)にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環

境を整えるためには横断型・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを展望します。

**【回答】障がい福祉課**

厚木市総合計画では将来都市像に「自分にらしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ」を掲げ、地域の中で支え合いながら、自分らしく生き生きと活動でき、誰もが幸せに暮らせるまちづくり、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現を目指しております。この、地域包括社会の実現を推進するため、障害者協議会等で抽出された地域課題の解消を厚木市障がい者福祉計画(第6期)では、新たな指針として盛り込みました。今後も、充実した障害福祉サービス等の提供体制を構築し、共に支え合う地域づくりを推進してまいります。

厚木市福祉部障がい福祉課  
電話 046-225-2225  
(担当) 障がい給付係 前田

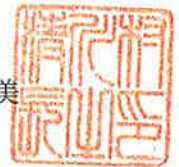
令和4年 1月31日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄守英 殿

神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田和生 殿

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木暢 殿

清川村長 岩澤吉美



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

余寒の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
日ごろ、本村の障害福祉行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和3年10月19日付けで御要望のありましたこのことについて、次のとおり  
回答いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の対応について

現在、オミクロン株による感染者数が激増し、入院者数の増加や医療関係者への感染の増加により医療体制がひっ迫してきております。

まん延防止等重点措置が神奈川県にも適用される中、県内の福祉施設でも第5波と同様に感染者数が増加しており、感染拡大を防止するため一層の予防対策が必要となっております。

本村におけるコロナワクチンの接種につきましては、初回接種（1回目、2回目）において、ワクチンが早期に確保できたことから、国基準により優先順位の高い方から円滑に接種を進めてまいりました。

3回目の接種につきましては、優先順位等の定めはなく、2回目の接種から8か月が経過した方より順次接種できるように準備を進めており、国が新たに示した前倒し接種も踏まえ、福祉施設の利用者や職員の皆さんが円滑に接種できるよう対応してまいります。

PCR検査の対応につきましては、保健所の指示により実施されており、市町村における行政検査は、現在行われておりません。救護体制の確保につきましては、神奈川県において福祉施設における応援職員派遣事業を行っており、こちらの事業をご活用いただきたいと思います。

集団感染が発生した場合においては、神奈川県より配布され、本村で備蓄しております、マスクや手袋などの備品を速やかに供給できるよう体制を整えて参ります。

清川村保健予防情報メールでは、随時新型コロナの情報を配信しており、今後も住民の方への注意喚起や、差別・偏見の解消に努めて参ります。

濃厚接触者への対応について、障害福祉サービス従事者のみに特化した対策は行っておりませんが、本村では自宅療養者支援を行っておりますので、必要に応じてご利用いただきたいと思っております。

在宅支援等の代替的支援に関しましては、近隣の状況も参考にしながら、今後も継続して対応してまいります。

## 2. 人材確保について

障がい福祉や介護分野において需要が高まる一方で、人材確保に苦慮されている現状は認識しており、本村としましても、障害者就業・生活支援センターなどと連携・協力しながら対応してまいります。

また、障害福祉施設との交流については、今年度及び昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため開催できませんでしたが、村も費用支援をしている村内事業所の夏祭りにおいて、地元中学生をボランティア体験の場として受け入れていただいております。地域交流等促進事業などの諸活動に対し、今後も地域と一体となって協力してまいります。

## 3. 障害者地域生活サポート事業について

障害者地域生活サポート事業については、本村におきましても、地域の現状等を勘案しながら事業を実施しており、現在実施している事業については、継続実施する方向であります。

今後も利用者の立場に立った支援サービスが充実できるよう、また適用条件に配慮しつつ実施事業の選択などをしていきたいと考えております。

相談支援専門員の確保については、利用者にとって大変重要なものであると認識しております。障害者地域生活サポート事業へのメニューの追加については、安定した事業運営及び相談員確保に繋がるよう、機会を捉えて県に要望してまいります。

## 4. 障害者グループホームの運営について

障がい者の地域移行を推進するため、住み慣れた地域での生活に必要なグループホームの充実が必要不可欠であると認識しております。今後もグループホーム運営事業について、継続して実施していく方向です。

本村では、平成28年度より村単独による家賃補助制度を実施しており、障がい者の方が地域で安心した生活を送れるよう、今後も家賃補助制度を継続したいと考えています。



#### 5. 障がい児サービスについて

本村では、管内に対応できる事業所等がなく、また単独で施設を整備することも難し状況であることから、近隣市町の事業所等と連携しながら、また市町村間の連携を視野に入れながら、医療的ケア児への対応も含め、今後もニーズに対し適切に対応していくようサービスを提供していきたいと考えております。

加齢児への対応については、引き続き福祉事務所や障がい児施設と連携しながら、速やかに障がい者施設へ移行できるよう移行支援の実現に向け調整を図ってまいります。また、障害支援区分認定調査については、施設と調整しながら、必要性を鑑み対応してまいります。

#### 6. 相談支援事業の充実

相談支援従事者の初任者研修、現任研修については、県において相談支援従事者初任者研修及び現任研修の受講可能人数の増加やプレ研修、潜在相談支援専門員等研修の実施など様々な取り組みをしていただいております。研修回数の増加や、内容の充実を図っていただくよう機会を捉えて県に要望してまいります。

#### 7. 短期入所事業について

障がい者の在宅生活には、家族の協力が必要不可欠であり、また支援する家族のレスパイトやケアが重要であると認識しております。しかしながら、村単独での基盤整備は難しい状況であるため、県や近隣市町と連携を図りながら取り組んでまいります。また、緊急時のベッド確保については、機会を捉えて県に要望してまいります。

#### 8. 就労関連について

障害者優先調達推進法により、本村ではこれまで、障がい者就労施設等からの物品の購入や役務等の調達を行ってまいりました。優先調達の目標達成に向けて、今後も努力してまいります。

#### 9. 障がい者の防災対策について

障害者事業所における防災体制整備については、昨今の風水害の発生状況を鑑みても、大変重要であると認識しております。本村の障がい者協議会の構成員には、村内の福祉施設より1名の方の委員を推薦いただいております。清川ホームの関係者の方に参加いただいております。

大規模災害時を想定した対策については、村内の入所施設と連携した障害者地域生活サポート事業を活用した防災用備蓄品の整備等を行っていますが、本村所有の無線機と同機種無線機を配備していただくことで運用の効率化を図っております。

## 10. 発達障がい者への支援の充実について

本村においても、発達障害に関する相談件数については、増加の傾向が認められます。発達障害者支援センターの重要性は理解しておりますが、村単独による支援拠点の整備は困難であることから、かながわA（エース）や関係機関との連携による包括的な支援に取り組んでまいります。

### 11. 第6期障害福祉計画について

地域生活支援拠点の整備や基幹相談支援センターの設置については、村内の社会資源が限られているなど、課題が多い現状にあります。複数の機関が分担して障がいの地域生活を支援する機能を担う「面的整備型」による整備をさらに進め、村内や近隣市町の施設・事業所・医療機関、また県の実施事業などを広域的に活用することで、包括的な地域生活支援の実施を推進します。

また、各市町村の障がいの者の実情に応じて必要なサービスを提供する地域生活支援事業の必要性は十分に理解しており、国、県からの補助割合の確保を要請しつつ、障がいの者の地域生活支援に向けたサービス量の維持に努めてまいります。

福祉サービスにおいては、本人の希望が優先され、年齢等による制限が掛かることがないことが望ましいことは理解しております。村内における社会資源が乏しい中、利用者の方が安心してサービスを利用できるよう、今後より一層の広域的な連携を図り、努力してまいります。

問い合わせ

清川村保健福祉課福祉係 渡辺

電話 046-288-3861

ファックス 046-288-2025

e-mail [fukushi@town.kiyokawa.knagawa.jp](mailto:fukushi@town.kiyokawa.knagawa.jp)

## 市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書に対する回答

### 1. 新型コロナウイルス感染症の対応について（新規要望）

昨年度に引き続き依然として世界的な脅威になっています新型コロナウイルス感染症については、神奈川県内の福祉施設でも多数の陽性者が判明しており、一部はクラスターに発展するケースもありました。現在は変異株の感染も報告されており、予断を許さない状況です。福祉施設・事業者は、障がい者（児）、ご家族の生命、健康を守っていくために以下のとおり施策の整備を要望します。

- (1) 感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があるとされていますコロナワクチン接種につきましては、福祉施設従事者（以下、職員）、基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がいを含む）は優先接種の対象になっています。しかし、現状は各市町村によって対応、進度が相違しています。施設・事業者では速やかに利用者・職員が共に集団接種が出来ることが望ましいと考えます。しかし、その課題は利用者と職員との対応の相違、接種券発行の条件（年齢、住民票のある住所地、申請主義）、ワクチンの確保、医師・看護師の確保（派遣要請含む）、会場の確保などがあります。よって、市町村におかれましては、利用者・職員の優先的な集団接種が可能となるような迅速かつ柔軟的対応と配慮をお願いします。

⇒ 新型コロナワクチン接種事業は、国の指示に基づき市町村が実施することとされており、当市でも国が示す接種の時期や接種会場の条件等に則って接種を進めております。初回接種（1・2回目接種）では、障がい者施設等の従事者や基礎疾患を有する方は優先接種の対象となっておりますが、追加接種（3回目接種）では、2回目接種から一定期間を経過することにより接種が可能となることから、国から優先接種の考え方は示されておられません。ただし、障がい者施設等の入所者や従事者については、当該施設において接種を行う場合は、2回目接種から6か月経過後に追加接種が可能であることが国から示されています。当市では、接種の時期を迎える方の住民票所在地に接種券を順次発送しているところです。今後も、引き続き国の指針等を踏まえながら、市民が速やかに接種を受けられるように適切に対応してまいります。

- (2) 利用者・職員が必要な時に PCR 検査を速やかに受けられるような行政検査の配慮と救護応援体制の確保をお願いします。
- (3) 利用者が PCR 検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の確保をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただきようをお願いいたします。
- (4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引き続きお願いします。

⇒ (2) (3) (4) は関連性があるため、一括してお答えします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた検査及び医療体制の整備等については、国や県が感染症法等に基づき、広域的な観点から実施していくものととらえております。

(以下、追記) しかしながら、現在、感染が急速に拡大しているため、行政検査の体制が整わない状況や、代替手段となりうる抗原検査キットについても供給不足になっているとの認識です。社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、継続的に提供されることが重要であることから、県に対し、機会を捉えて、PCR 検査体制の確保等について、要望してまいります。

また、県が実施するケア付き宿泊療養施設は、原則として在宅で介護者が新型コロナウイルス感染症で入院し、介護者が不在となった場合に入所可能と定められています。県では、グループホームにおいて陽性者が発生した場合等には、感染症の専門知識をもつ医師・看護師からなる対策チームを派遣し、施設に対し、感染拡大防止のための様々な指導を行っています。衛生用品については、国・県と連携し、必要数の確保に努めてまいります。

- (5) 感染した施設に対しての風評被害が出ないように市民への啓発をお願いします。

たとえば、感染者を特定するよう施設に要求したり、製品の不買をしたり、不必要な電話連絡をすることなど。

⇒ 令和 3 年 2 月に改正された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」では、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられました。当市としても新型コロナウイルス感染による差別や偏見を防ぐため、市のホームページ等を活用しながら、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

- (6) 感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊をしたケースがありました。そのような職員用の宿泊施設の確保または宿泊に係るかかり増し費用の助成を検討願います。

⇒ 濃厚接触者に対する自宅待機に係る要請等については、感染症法等に基づき、県（保健所設置市においては当該市）が個人情報等を管理し、実施しているものとなっております。

(7) 昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、引き続き柔軟な対応をお願いします。特に感染が起こった事業者は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。しかし、その間も職員は自宅待機の利用者の健康把握のため連絡を行ったり、関係機関・施設や業者と頻りに連絡調整を行っておりますので、その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようご配慮をお願いいたします。

⇒国の通知等に基づき、引き続き各事業所と連携して対応してまいります。

## 2. 人材確保について（継続要望）

(1) 福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になっています。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。（例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等）

⇒福祉人材の確保については、広域的な課題として本体報酬の引き上げなどにより、処遇改善の環境を整備すべきものと考えますが、昨年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、障がい福祉職員を対象に、令和4年2月以降、収入を約3パーセント（月額9,000円）引き上げるための交付金の支給が決定されたことから、本市では、今後も国の経済対策の動向を注視してまいります。

また、長期的な福祉人材の確保には、障がいについて理解を深め、地域福祉に関心を持ってもらうことが重要であると考えことから本市では、引き続き「あいサポート運動」を継続してまいります。

(2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

⇒本市では、市内の公立小学校・中学校で「車いすバスケットボール体験講座」を実施している他、新型コロナウイルス感染拡大防止のため見合わせておりますが、市内在住または在学の中学生・高校生を対象として福祉施設等での体験学習を行うプログラムを開催する等、福祉についての学びを深めるための取り組みを実施しております。

### 3. 障害者地域生活サポート事業について（継続要望）

(1) 障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成18年度に施行されて15年が経過しました。市町村の任意事業であり、縣市1/2負担の協調事業でもあります。平成26年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は約25%と低い状況となっております。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としています。よって未実施の市町村には早期に実施を要望します。特に比較的实施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期の実施を要望します。

ア「重度重複障害者個別支援事業」については、14市町村が実施

イ「単独型短期入所促進事業」については、14市町村が実施

ウ「地域防災拠点事業」については、11市町村が実施

エ「医療的ケア支援事業」については、12市町村が実施

オ「行動障害者支援事業」については、7市町村が実施

⇒本市といたしましては、障害者地域生活サポート事業は、市町村がそれぞれの地域特性に応じ予算の範囲内で実施するものであり、市町村格差がなく全県域で実施すべき事業については県の主導により事業化が図られるべきであると考えております。

(2) 障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応を要望します。

⇒障害者地域生活サポート事業については、対象者や基準を県が定めております。市町村は地域のニーズに応じ、事業の実施について、予算の範囲内でメニューを選択することは可能であるとされています。基準の緩和等については、県の主導により行われるべきであると考えます。

(3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業運営を安定化するために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の追加を要望します。

⇒サービス等利用計画作成費については、法に基づく個別給付であり、その財源は国、都道府県、市町村で負担することとなっております。したがって、サービス等利用計画作成費は、本来補助制度ではなく本体報酬として算定される必要があると考えております。計画作成に必要な人材が確保できる適正な報酬設定とするよう国等へ今後も要望してまいります。

#### 4. 障害者グループホームの運営について（継続要望）

(1) 障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにとっても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差がないよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要望します。

⇒障害者グループホーム等運営補助事業につきましては、グループホーム等の安定的な運営ができるよう県制度として実施しておりますが、本来補助制度ではなく本体報酬として算定される必要があると考えております。今後も国等への要望を行うとともに県と歩調を合わせながら引き続き事業の継続に努めてまいります。

(2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差（8,000～17,500円）が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。

⇒グループホームの家賃補助については、当市では平成19年度から地方単独事業として、月額2万円を上限に助成を開始しました。国の家賃助成制度が開始された平成23年10月以降は、国の制度を活用し助成を継続しているところです。引き続き入居者の経済的な負担軽減を図り、障がい者の生活の自立の促進に取り組んでいきたいと考えております。

#### 5. 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

(1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています。地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。

⇒障害児通所支援につきましては、平成24年の制度改正以降、関係各署にご尽力いただいた結果、サービス提供事業所の拡充が進み、平成24年当初と比べ3倍近い児童がサービスを利用できるようになりました。

サービス提供事業所における専門職の配置については、サービス提供報酬で加算が設定されていることもあり、専門職を配置している事業所も増え始めていることから、市単独での人件費補助を行う予定はございませんが、今後もニーズへの適切な対応が行えるよう、当市の実情に合わせた体制整備に努めてまいります。

(2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末日までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められるようになります。

⇒障害支援区分は、障害福祉サービスの必要性に応じ、児童相談所から通知を受領したうえで認定調査を実施しています。引き続き関係機関と連携し、成人施設への移行を進めてまいります。

#### 6. 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

⇒計画作成に必要な人材が確保できるよう、研修の充実につきましては、神奈川県に要望を伝えてまいります。

#### 7. 短期入所事業について（継続要望）

(1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

⇒通所施設においても単独で安定した短期入所事業の運営ができるよう市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るとのことですが、本体報酬額や県の補助額の増額等が優先されるべきと考えます。

(2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われま

す。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

(継続要望)

⇒県立施設関連にて、虐待を受けた障がい者を緊急避難的に一時保護するための居室の確保が行えるよう要請するとともに、市町村間を超えた民間施設における受入調整を行うよう引き続き要望してまいります。



## 8. 就労関連について（継続要望）

(1) 障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られよう要望します。

⇒当市では、大和市保健福祉センターの1階の一部を福祉施設で製造された食品等を販売するショップとして活用しております。また、福祉施設への物品購入等の優先発注については、現在も随意契約での発注を可能としているところですが、今後も市内の事業所と連携して、福祉施設への優先発注に努めてまいります。

## 9. 障がい者の防災対策について（継続要望）

(1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

⇒当市には、33か所の避難生活施設（指定避難所）があり、すべての避難生活施設において運営委員会を立ち上げ、定期的な調整会議や訓練等を実施し、円滑な避難所運営に努めております。

運営委員会の構成員は、自主防災会員、施設管理者である学校、避難所担当の行政職員ですが、運営委員会によっては、オブザーバーとして、地域の福祉施設職員も参加しており、平時から、避難生活施設の運営について協議を行っております。今後も、希望のある福祉施設関係者の相談には随時対応し、各運営委員会との連携が図られるよう配慮してまいります。

(2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

⇒災害時における情報は、防災行政無線の他、防災ラジオ、やまと PS メール、ヤマト SOS 支援アプリ、FM やまと、緊急速報メールなど複数の手段で提供できるよう整備しており、無停電電源装置や複数回線を確保するなど大規模災害に備えた対策を行っております。

障がい福祉施設等には、防災ラジオを無償で配備しており、市からの緊急情報等が速やかに伝達されるよう対策を講じております。

また、市内の事業者が災害時を想定した通信装置の配備や物品等が確保できるよう、平成 29 年度より地域防災拠点事業を実施しております。

#### 1 0. 発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

現在、かながわ A（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

⇒発達障害者への支援につきましては、発達障害者地域支援マネージャーや関係機関との連携を図り、発達障害者支援の充実に努めてまいります。

#### 1 1. 第 6 期障害福祉計画について（継続要望）

##### (1) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

⇒地域生活支援拠点等の整備につきましては、地域における既存施設・事業所の機能を活用し、有機的な連携による面的機能整備を進め、効果的な支援体制の充実を図って行きます。

##### (2) 基幹相談支援センターの設置について

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は 11 団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

⇒当市では、平成 25 年度より基幹相談支援センターを設置しています。

(3) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

⇒当市では、相談支援専門員と連携し、ひとりひとりの実情に見合った適切な支給決定に引き続き努めるとともに、事業の更なる充実を検討してまいります。

(4) 多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で施設入所、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べることが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知→市町村の担当者がどのくらい理解されているのか疑問、事業所職員も知らなかったというケースがあります。）にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断型・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

⇒引き続き計画相談支援事業所および介護保険を含めた関係機関と連携し、本人の希望する生活に寄り添った各種サービスの支給に努めてまいります。

令和4年1月31日  
大和市長 大木 哲

2022年（令和4年）1月18日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様  
特定非営利活動法人 神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

藤沢市長 鈴木 恒 夫



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当市の障がい福祉施策にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記要望書の内容について、次のとおり回答いたします。

#### 1. 新型コロナウイルス感染症の対応について（新規要望）

昨年度に引続き依然として世界的な脅威になっています新型コロナウイルス感染症については、神奈川県内の福祉施設でも多数の陽性者が判明しており、一部はクラスターに発展するケースもありました。現在は変異株の感染も報告されており、予断を許さない状況です。福祉施設・事業所は、障がい者（児）、ご家族の生命、健康を守っていくために以下の通り施策の整備を要望します。

- (1) 感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われておりますコロナワクチン接種につきましては、福祉施設従事者（以下、職員）、基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）は優先接種の対象になっています。しかし、現状は各市町村によって対応、進度が相違しています。施設・事業所では速やかに利用者・職員が共に集団接種が出来ることが望ましいと考えます。しかし、その課題は利用者・職員との対応の相違、接種券発行の条件（年齢、住民票のある住所地、申請主義）、ワクチンの確保、医師・看護師の確保（派遣要請含む）、会場の確保などがあります。よって、市町村におかれましては、利用者・職員の優先的な集団接種が可能となるような迅速かつ柔軟的対応と配慮をお願いします。

(回答)

当市での障がい者支援施設等における新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、1・2回目接種においては、嘱託医、協力医による施設での巡回接種を主体に実施をまいりました。そうした中で、医師・看護師の確保や住所地外接種についても個別のご相談に応じて対応をまいりました。

今後の3回目接種をはじめ、1・2回目未接種の方についても、引き続きこれまでと同様に、状況に応じた柔軟な対応を図ってまいります。

地域保健課

**(2) 利用者・職員が必要な時に PCR 検査を速やかに受けられるような行政検査の配慮と救護応援体制の確保をお願いします。**

(回答)

行政検査につきましては、医師が必要と判断した場合等に実施しております。

福祉施設や事業所におかれましては、該当の施設の関係者の中で陽性者が発生した際に、感染拡大防止の観点から、施設調査及び利用者・職員を対象とした集合検査を実施しております。

今後につきましても、施設管理者と連携を図り、適切な支援体制を構築していけるよう努めてまいります。

保健予防課 新型コロナウイルス感染症対策担当

**(3) 利用者が PCR 検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の確保をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にしていただくようお願いいたします。**

(回答)

「神奈川モデル」では、介護者等がコロナ陽性で入院し不在となった場合、濃厚接触者となった障がい者には速やかに PCR 検査を実施し、陽性が判明した時点で重症化のリスクが高ければ、重点医療機関や協力病院等へ入院となります。軽症または無症状で福祉的なケアの比重が高い方は専用のケア付き宿泊療養施設への入所という対応になります。

また、在宅重度障がい者(医療的ケアが必要ではない方)で在宅での健康観察または療養が可能な方については、自宅に訪問介護員を派遣する仕組

みもできています。

グループホーム等で生活している障がい者が陽性となった場合につきましても、重症化のリスクが高い方は重点医療機関や協力病院等への入院となり、軽症・無症状で施設内療養が可能な方は、看護師を派遣する仕組みがあります。

障がい者支援課

- (4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引き続きお願いします。

(回答)

集団感染が発生、または、集団感染の恐れがある福祉施設につきましては、本市保健所と神奈川県クラスター対策班が連携し、施設調査を実施する等、感染拡大の防止に努めています。

また、より積極的な介入が必要と判断した福祉施設につきましては、県に、感染症に対する専門的な知識を有する医師や看護師によって構成されるC-CAT（神奈川コロナクラスター対策チーム）の派遣を要請し、感染拡大防止のための指導等を行っています。

さらに、福祉施設で衛生・医療に係る備品等に不足が生じた場合につきましては、人的支援や物資調整等の支援について県クラスター対策班と連携して対応しているところです。

本市といたしましては、引き続き、県との連携を密にしながら、このような取組を継続し、福祉施設の感染予防及び感染拡大の防止に適切に対応してまいります。

保健予防課

- (5) 感染した施設に対しての風評被害が出ないよう市民への啓発をお願いします。たとえば、感染者を特定するよう施設に要求したり、製品の不買をしたり、不必要な電話連絡をすることなど。

(回答)

市民への啓発につきましては、これまでも、「広報ふじさわ」や市のホームページを活用して啓発に努めてまいりました。

感染に関する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されないことであり、場合によっては人権侵害になることもあります。

感染者や濃厚接触者が発生した施設等が特定されるようなことがないよう、個人情報の保護に努めるとともに、引き続き、正確な情報を提供し、

冷静な行動に努めていただけるよう啓発に努めてまいります。

障がい者支援課

- (6) 感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊をしたケースがありました。そのような職員の宿泊施設の確保または宿泊に係るかかり増し費用の助成を検討願います。

(回答)

感染者が出た施設の職員が濃厚接触者となった場合の宿泊施設の確保または、宿泊に係る費用の助成につきまして、当市では制度化の検討は行っておりません。

当市としましては、ワクチン接種を推進するとともに、標準的な感染対策を徹底していただくよう、施設への助言に努め、今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々なケースや対応が必要な中、各障がい福祉サービス事業所が抱える課題について、その都度、状況や内容を伺い行政が実施できる支援策について検討してまいります。

障がい者支援課

- (7) 昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、引き続き柔軟な対応をお願いします。特に感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。しかし、その間も職員は自宅待機の利用者の健康把握のため連絡を行ったり、関係機関・施設や業者と頻りに連絡調整を行っておりますので、その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようご配慮をお願いいたします。

(回答)

今回の加算要件等の緩和及び在宅支援等の代替え措置につきましては、国・県からの事務連絡に基づき行われているものです。コロナが収束するまでの間は、継続するものと理解しております。

障がい者支援課

## 2. 人材確保について（継続要望）

- (1) 福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になっています。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。（例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採

用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等)

(回答)

障がい者の自立と社会参加を促進していくため、総合的な障がい者施策等を担う人材の養成確保を図っていくことを目的として、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を国が定めています。指針に基づき、各都道府県では、将来にわたって地域のニーズに的確に対応できる福祉の人材を安定的に確保するため、「相談支援従事者初任者研修」や現任研修、「ヘルパー養成研修」等の人材養成に努めております。

当市では、研修や養成講座等の情報を障がい福祉事業所に積極的に提供して受講を働きかけ、地域の福祉人材の確保に努めておりますので、今後につきましても、引き続き継続してまいります。

障がい者支援課

- (2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

(回答)

当市では、障がい等に対する正しい知識と理解を深めるための啓発及び障がい者への差別解消・合理的配慮の推進を図るために、平成17年度から「藤沢市心のバリアフリーハンドブック」を市内小学4年生全児童に配布しており、教育委員会の協力により、学校における授業等で教材として活用いただいております。

なお、福祉施設との交流につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、教育委員会と連携しながら取り組んでまいります。

障がい者支援課

### 3. 障害者地域生活サポート事業について（継続要望）

- (1) 障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成18年度に施行されて15年が経過しました。市町村の任意事業であり、県市1/2負担の協調事業でもありません。平成26年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現



在、全体の実施率は25%と低い状況となっています。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としています。よって未実施の市町村には早期に実施を要望します。特に比較的实施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。(継続要望)

ア 「重度重複障害者個別支援事業」については、14市町村が実施。

イ 「単独型短期入所促進事業」については、14市町村が実施。

ウ 「地域防災拠点事業」については、11市町村が実施。

エ 「医療的ケア支援事業」については、12市町村が実施。

オ 「行動障害者支援事業」については、7市町村が実施。

(回答)

障がい者地域生活サポート事業は、神奈川県において実施事業(メニュー)を「市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領(障害者地域生活サポート事業分)」で定め、定められた事業の中から、各自治体を選択制で事業実施する形態となっております。

当市では、県制度が創設された平成19年度に「藤沢市障がい者地域生活サポート事業実施要領」を定め、継続して事業を実施しております。

障がい者支援課

- (2) 障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応を要望します。

(回答)

障がい者地域生活サポート事業は、神奈川県において実施事業(メニュー)を「市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領(障害者地域生活サポート事業分)」で定め、定められた事業の中から、各自治体を選択制で事業実施する形態となっております。

事業内容の条件や基準につきましては、県へご要望ください。

障がい者支援課

- (3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業運営を安定化するために新たに

「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の追加を要望します。

(回答)

障がい者地域生活サポート事業は、神奈川県において実施事業（メニュー）を「市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者地域生活サポート事業分）」で定め、定められた事業の中から、各自治体が選択制で事業実施する形態となっております。メニューの追加については、県へご要望ください。

障がい者支援課

#### 4. 障害者グループホームの運営について（継続要望）

- (1) 障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにとても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要望します。

(回答)

当市は、当該事業をすでに実施しております。県内の実施率の向上につきましては、県へご要望ください。

障がい者支援課

- (2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差（8,000～17,500円）が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町村が家賃補助を実施しています。

(回答)

当市は、当該事業をすでに実施しております。

障がい者支援課

#### 5. 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています、地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。

(回答)

当市では、医療的ケアが必要な重度障がい児の支援について、独自の重度障がい児放課後等デイサービス受入れ推進事業費助成金を交付し、看護師を配置している放課後等デイサービス事業所に対して支援を行っています。

また、当市が設置する児童発達支援センター太陽の家しいの実学園については、市の指定管理者が運営管理を行っており、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士を配置し、3歳以上の未就学の医療的ケアの必要な障がい児の受け入れ先となっております。

引き続き、地域で暮らす障がい児のニーズに対して適切に対応できるよう支援体制の整備に努めてまいります。

子ども家庭課

- (2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末日までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることとなります。

(回答)

18歳未満の障がい児の障がい支援区分の取得については、児童福祉法63条で、「児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨を知的障害者福祉法第九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。」と定められております。

現状18歳未満の障がい児が、障がい支援区分を取得する必要がある場合には、本人及びご家族の希望により、市から児童相談所長に対して個別に意見を求め対応しております。

子ども家庭課  
障がい者支援課

## 6. 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任者研修、相談支援専門員現任研修における研修回数が増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

（回答）

相談支援専門員の初任者研修や現任研修は、障害者総合支援法では都道府県が実施主体となっております。相談支援専門員になるためには、都道府県が実施する研修を受講する必要があることから、当市では、市内の障がい福祉サービス事業所等に対し、県が実施する研修受講のご案内をしております。

障がい者支援課

## 7. 短期入所事業について（継続要望）

(1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

（回答）

当市では、通常の短期入所のほか、近隣三市一町、県の広域連携により、重度の障がいのある方を対象とした短期入所の加配に関する「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」を実施し、対象事業者に対し補助金を交付しております。

今後も、障がいのある方の在宅生活支援の一助となるべく、障がい特性により支援が困難なケースに対応できるよう、事業をすすめてまいります。

障がい者支援課

(2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われまます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

（回答）

障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律第10条に規定する居室の確保については、現在、事案の発生に応じ、市内施設のみならず市外施設との協力体制のもと、支援を実施しております。

このことから、本事業については、すでに対応済みのため県要望はいたしません。

障がい者支援課

## 8. 就労関連について（継続要望）

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られよう要望します。

（回答）

障がいのある方の経済的自立が重要であることは当市も認識しており、次のような施策を実施しております。

- 1 障がい者就労施設等から物品等の調達・推進を図るための方針策定  
当市のすべての機関が発注する物品又は役務の調達を対象とし、障がい者就労施設等から優先的に調達することを方針として定めています。
- 2 ロビー販売等の実施  
障がい者就労施設等の販売の促進に協力することを目的とし、市役所本庁舎1階のほか、令和2年1月からは、分庁舎地域福祉プラザ内に物販スペース及び福祉喫茶室を設置しています。
- 3 JOBチャレふじさわの設置  
藤沢市内の障がい者雇用の促進を目的に、市役所内に「JOB チャレふじさわ」を設置し、現在10名の障がいのある方を会計年度任用職員として雇用しており、障がい者の直接雇用の推進を図っております。
- 4 共同発注窓口の設置  
官公庁並びに民間企業等からの業務の共同受注を円滑に行うことを目的に、藤沢市社会福祉協議会を事務局として、藤沢市障がい者共同受注促進協議会を設置しています。

障がい者支援課

## 9. 障がい者の防災対策について（継続要望）

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組みることが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要

望します。

(回答)

大規模災害発生時に開設される指定避難所につきましては、パーティションやテントを備蓄品に追加し、避難スペースにおける感染症対策及び要配慮者スペースの確保を図っております。また、指定避難所での生活が困難な方については、市内13地区の市民センター・公民館に開設される「福祉避難所（一次）」や、市と協定を締結している福祉施設「福祉避難所（二次）」へ移送することとしております。

加えて、「感染症対策を踏まえた避難所等開設運営マニュアル」において、「特に感染リスクの高い方（要配慮者）への対応に配慮」することを方針の一つに定め、取り組んでいるほか、民間ホテル等の活用についても調整しているところでございます。

今後につきましても、引き続き福祉施設等の関係者や当事者団体等の皆様と協議や意見交換等をさせていただき、多様な視点を反映した防災対策に努めてまいります。

危機管理課

- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

(回答)

災害時の無線通信の確保については、高齢者施設・障がい者施設などにMC A無線機の配備をしており、有線回線が遮断された場合も、通信が可能な環境を整備しております。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域における要配慮者支援施設においては、無料にて防災ラジオの頒布を実施するとともに、メールマガジン等により情報、予報及び警報を伝達しております。

施設の改修等の施設整備については、公共施設では藤沢市公共施設再整備基本方針で再整備計画において考慮すべき事項として防災機能の強化を掲げ、再整備に取り組んでおります。

防災政策課

#### 10. 発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくこ

とを要望します。

(回答)

当市では、令和2年12月から、市相談支援事業の委託先である藤沢市発達障がい者相談支援事業所リートと共同し、「藤沢市発達障がい者地域支援会議」を発足させております。

当会議の委員は、障がい当事者のご家族、医療・教育・就労支援の機関、障がい福祉サービス事業所及び行政で構成されており、「地域の支援者への普及啓発及び人材育成」・「行政、相談支援事業所を含む、支援ネットワークの形成」・「不足している社会資源の把握、新たな社会資源の開発」などを目的としているところです。

またオブザーバーとして、発達障がい者地域支援マネージャーの職員に参加いただいていることで、圏域及び県内の情報収集やコンサルテーションの有効活用などが可能となり、当会議の活用により、発達障がい者支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

ご要望にあります各市町村または、圏域における発達障害者支援センターの創設につきましては、当市では引き続き圏域や県との連携強化により本事業を行ってまいりますので現状では検討いたしません。

障がい者支援課

## 11. 第6期障害福祉計画について（継続要望）

### (1) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

(回答)

当市では、地域の社会資源が連携して支援ネットワークを形成する「面的整備型」を基本とし、関係機関と連携した包括的な支援体制の強化に努めています。

具体的には、令和3年3月に策定した「ふじさわ障がい者プラン2026」で、地域共生社会づくりの目標値を定め、「藤沢型地域包括ケアシステム」の整備の中で、これまで支援が行き届かなかった障がいのある人にも支援が届くようなアプローチとして、市及び相談支援事業所が中心となり、緊急時における相談窓口の整備、障がい福祉サービス事業所と連携した一時的な居室の確保の実施体制の強化に向けた取組を進めてまいります。

障がい者支援課

(2) 基幹相談支援センターの設置について

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

(回答)

当市では、平成25年度から基幹相談支援センター業務を委託事業に位置付け、特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワークに委託しています。基幹相談支援センターは、「ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく」の名称で運営しています。

障がい者支援課

(3) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

(回答)

日中一時支援事業や移動支援事業等の地域生活支援事業については、障がいのある方が地域で生活するために必要性の高い事業であることは、十分に認識しております。支給量等につきましては、利用者からの申請により生活状況等を確認し、その必要性に応じた支給決定を行うよう心掛けております。

障がい者支援課

(4) 多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知→市町村の担当者がどのくらい理解されているのか疑問、事業所職員も知らなかったというケースがあります。）にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断型・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が



連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

(回答)

本件につきましては、県内の市町村連携に関する内容であるため、県にご要望ください。

障がい者支援課

以 上

伊人広第40号  
令和3年12月17日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様

神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様



伊勢原市長 高山 松太郎



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について(回答)

日ごろ市政について、格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
令和3年11月5日付けで要望のありましたことについて、次のとおり回答します。

1. 新型コロナウイルス感染症の対応について

昨年度に引続き依然として世界的な脅威になっています新型コロナウイルス感染症については、神奈川県の福祉施設でも多数の陽性者が判明しており、一部はクラスターに発展するケースもありました。現在は変異株の感染も報告されており、予断を許さない状況です。福祉施設・事業所は、障がい者（児）、ご家族の生命、健康を守っていくために以下の通り施策の整備を要望します。

- (1) 感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われておりますコロナワクチン接種につきましては、福祉施設従事者（以下、職員）、基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）は優先接種の対象になっています。しかし、現状は各市町村によって対応、進度が相違しています。施設・事業所では速やかに利用者・職員が共に集団接種が出来ることが望ましいと考えます。しかし、その課題は利用者と職員との対応の相違、接種券発行の条件（年齢、住民票のある住所地、申請主義）、ワクチンの確保、医師・看護師の確保（派遣要請含む）、会場の確保などがあります。よって、市町村におかれましては、利用者・職員の優先的な集団接種が可能となるような迅速かつ柔軟的対応と配慮をお願いします。
- (2) 利用者・職員が必要な時にPCR検査を速やかに受けられるような行政検査の配慮と救護応援体制の確保をお願いします。
- (3) 利用者がPCR検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の確保をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、

グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にしてくださいようお願いいたします。

- (4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引続きお願いします。
- (5) 感染した施設に対しての風評被害が出ないように市民への啓発をお願いします。たとえば、感染者を特定するよう施設に要求したり、製品の不買をしたり、不必要な電話連絡をすることなど。
- (6) 感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊をしたケースがありました。そのような職員の宿泊施設の確保または宿泊に係るかかり増し費用の助成を検討願います。
- (7) 昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、引続き柔軟な対応をお願いします。特に感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。しかし、その間も職員は自宅待機の利用者の健康把握のため連絡を行ったり、関係機関・施設や業者と頻繁に連絡調整を行っておりますので、その際は在宅支援等の代害的支援を柔軟的に認めていただけるようご配慮をお願いいたします。

**【回答：障がい福祉課 (1)～(7)一括】**

新型コロナウイルスの感染者については全国的に減少しているものの、依然として予断を許さない状況が続いています。

引き続き市内の福祉事業所において、陽性者、濃厚接触者が出た際は、利用者の不安を取り除くため、市、事業所、神奈川県と連携を図り、実態把握、PCR検査を速やかに実施し、安全を確認した上で早期の事業所再開できるよう、柔軟な対応や最善の対処ができるよう努めていきます。

**【回答：健康づくり課 (1)】**

本市では、障がい福祉施設従事者や基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）へのワクチン接種について、障がい福祉課と調整し、施設での巡回接種や障がい者枠での集団接種を実施いたしました。

障がい者や施設職員が、安心して接種ができるよう配慮する必要があると認識しています。3回目接種に向けて、障がい特性に配慮しながら、接種体制を構築していきます。

**【回答：健康づくり課 (2)】**

新型コロナウイルスのPCR検査は、感染症法に基づき、医師が診断上必要と認める場合に実施します。これまで、保健所を經由して実施していましたが、令和3年3月6日より医療保険を適用することとなり、医療機関で速やかに検査が受けられる体制となっています。PCR検査の実施に当たっては、検査需要に対応できるよう、国・県の調整により取組を進めていきます。

**【回答：健康づくり課（3）】**

県では、高齢者や障がい者がPCR検査で陽性の場合、軽症であっても原則として重点医療機関や協力病院等の医療機関に入院いただくことになっています。

しかし、新型コロナウイルスが軽症または無症状で、かつ重度の知的障がい等により福祉的ケアの比重が高く、医療機関への入院が難しい場合は、専用のケア付き宿泊療養施設に入所いただき、施設において感染症対策に配慮した上で、福祉的ケアやサービスを提供します。個々の状況に応じた柔軟な対応ができるよう、県と調整していきます。

**【回答：健康づくり課（4）】**

福祉施設において新型コロナウイルスの感染者が発生し、職員の入院や自宅待機などによって、施設本来の福祉サービスの維持が難しくなった場合、「応援職員を派遣することが可能な施設」や「短期的に勤務ができる方」の名簿の中からマッチングを行い、職員を派遣したり、短期雇用できる人材を紹介する仕組みを神奈川県が実施しています。

また、同一の保健福祉施設等から、感染者（感染が疑われる人を含む）が5人以上発生した場合に、「神奈川コロナクラスター対策チームC-CAT」が必要に応じて実状調査等を行い、感染拡大防止指導や必要な資機材の手配などの支援を行う体制が構築されています。

**【回答：健康づくり課（5）】**

全国的には、新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者とその家族や、医療従事者とその家族などに偏見や差別につながる風評被害も生じています。

市としては、人権侵害や風評被害となる情報収集や拡散が行われないう、ホームページなどでの注意喚起を継続していきます。

**【回答：健康づくり課（6）】**

濃厚接触者については、新型コロナウイルスに感染された方との距離の近さと時間の長さが重要な要素で、保健所が調査を行い、個別に判断します。そのため、一律に施設職員全員を濃厚接触者とするものではありません。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従っていただくこととなりますが、御家族と同じ家で過ごす場合、家族と部屋を可能な限り分けたり、マスクの着用や共有部分の清掃や消毒などの対応を心がけ、感染防止対策をお願いいたします。

2. 人材確保について

(1) 福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になっています。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。

(例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等)

### 【回答：障がい福祉課】

本市では、令和元年度に「伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会就労支援部会」において、障がい福祉施設の情報発信の場として、市内の障がい福祉施設と協力し、「合同就職説明会」を開催しました。令和2年度から新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点により中止となっていますが、引き続き「伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会就労支援部会」と連携しながら、協議・研究をし、福祉人材確保に取り組んでいきます。

- (2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

### 【回答：教育指導課】

各小中学校においては、様々な機会を捉え、福祉に関する学習をしています。

各中学校においてキャリア教育の一環として実施されている職場体験学習では、近隣の福祉施設と連携し交流および体験を実施しています。

また、「総合的な学習の時間」において福祉をテーマに取り組んだ事例や、各教科の中で福祉について学習している事例もあります。

引き続き、学校教育の中で、福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の活動の充実及び関係機関との連携に努めたいと考えています。

### 3. 障害者地域生活サポート事業について

- (1) 障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成18年度に施行されて15年間が経過しました。市町村の任意事業であり、県市1/2負担の協調事業でもあります。平成26年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は25%と低い状況となっています。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としています。よって未実施の市町村には早期に実施を要望します。特に比較的实施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。

ア「重度重複障害者個別支援事業」については、14市町村が実施。

イ「単独型短期入所促進事業」については、14市町村が実施

ウ「地域防災拠点事業」については、11市町村が実施。

エ「医療的ケア支援事業」については、12市町村が実施

オ「行動障害者支援事業」については、7市町村が実施

- (2) 障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応を要望します。

- (3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業運営を安定化するために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の追加を要望します。

**【回答：障がい福祉課 (1)～(3)一括】**

本市では、障害者地域生活サポート事業については、県の実施要領に基づき全てのメニューを実施対象とし、市のホームページにおいて実施事業を公開しており、事業実施に当たっては、関係事業所の要望に基づき、予算の確保に努めています。

メニュー事業の追加については、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会などで事業所や利用者の実情を把握するとともに、県内一律の取り組みが必要な事業であれば、県の制度として検証や整備を要望していきます。

4. 障害者グループホームの運営について

- (1) 障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにとても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要望します。
- (2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差(8,000円～17,500円)が生じています。地域での安定した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるように要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。

**【回答：障がい福祉課 (1)～(2)一括】**

障がい者グループホーム等の重要性は認識しており、県の補助制度を活用しながら支援について継続できるよう図っていきます。

5. 障がい児サービスについて

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています。地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。
- (2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末日までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源の拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として、現在高等学校3年生にな

って受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることになり  
ます。

**【回答：障がい福祉課 (1)～(2)一括】**

事業所拡充等に対する市町村単独での人件費補助等については、現在の財政状況では困難な状況です。

引き続きニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者たくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入れ体制の確保や新規参入を促していきます。

加齢児の移行先調整については、これまでも相談支援事業所とともに関係機関と連携を図り、入所調整を行っており、また卒業後の進路等検討する上で参考とされる障害支援区分認定調査につきましても、学校等と調整をし、計画的に実施しているところではあります。

引き続き関係機関と連携を図り、利用者の特性に合った施設への移行、進路先の調整等行っていきます。

6. 相談支援事業の充実

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

**【回答：障がい福祉課】**

人材確保のための財源の見直しや、必要な研修の実施等については様々な形で国や県へ要望していきます。

7. 短期入所事業について

- (1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床補償や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。
- (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われまます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

**【回答：障がい福祉課 (1)～(2)一括】**

短期入所や障害者虐待防止法での空床補償は一市町村では難しい課題と考えており、県にも引き続き要望していきます。

8. 就労関連について

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナ

ウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により、大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。

**【回答：障がい福祉課、職員課】**

福祉事業所の生産活動は、障害者優先調達推進法に基づき障がい者施設への発注について進めているところです。今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により福祉事業所への受注減少による工賃等への影響が生じているとのことから、市役所正面玄関前の市民ホールにて行っていた市内福祉事業所による自主製品の即売会の開催回数を週1日から週2日に増加、また新たな販売場所の確保等に努めるなど対応しているところです。

引き続き各福祉事業所の状況把握を行いながら、障がい者への工賃確保に努めていきます。

また、市町村の障がい者雇用について、引き続き努めていきます。

9. 障がい者の防災対策について

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。

障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

**【回答：危機管理課、福祉総務課】**

広域避難所は、施設管理者、地元自治会、市職員で構成する避難所運営委員会が主体的に運営することとしており、年1回避難所運営会議を開催し、施設使用場所、避難所ルール、防災資機材等の点検・確認のほか、自治会には要援護者支援班の指定等をお願いしています。

要配慮者の対応としましては、避難施設内での要配慮スペースの設置や必要に応じて医療や介護の専門職の配置等を講ずることとしています。

また、高齢者、障がい者等の特別な配慮を要する要配慮者を受け入れるための二次的な避難所として、災害時の協力協定により県立伊勢原養護学校ほか、介護保険施設、障害者施設など15施設を福祉避難所として指定しており、広域避難所の状況等を勘案し、関係機関と連携を図りながら、福祉避難所を順次開設し、要配慮者を受け入れることとしています。

福祉避難所への直接避難は、災害対策本部との調整事項があるためできませんが、受け入れ体制等の確認、調整を行ったのち、市が開設を依頼し、施設管理責任者は福



社避難所を開設することとなっています。

- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

**【回答：危機管理課】**

令和2年度に整備した防災行政用無線一括配信システムにより、避難情報等の市からの防災情報を、防災無線、いせはらくらし安心メール、SNS（LINE、Twitter）、また障がい者等の希望者には架電、FAXによる一斉配信することが可能となりました。

今後、システムの周知を図り、災害時における情報伝達の充実に努めていきます。

10. 発達障がい者への支援の充実について

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

**【回答：障がい福祉課】**

発達障がい者に関する相談件数は、本市においても増加傾向にあります。伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において課題整理等を行うとともに、神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）等と連携を図り、より良い支援体制の構築に努めていきます。

11. 第6期障害福祉計画について

(1) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

(2) 基幹相談支援センターの設置について

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

(3) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

(4) 多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知→市町村の担当者がどのくらい理解されているのか疑問、事業所職員も知らなかったというケースがあります。）にも関連します。

特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断型・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

**【回答：障がい福祉課（1）～（4）一括】**

障がい者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が継続できるようにするためには、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後など将来を見据えた障がい者のニーズを把握し、課題等に対してどのように対応していくのかを、障がい者と一緒に考え、整理し、総合的なマネジメントを行う機能、いわゆる地域生活支援拠点等の整備が重要であると考えます。

本市は伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会において協議研究等を重ね、第6期障がい福祉計画において令和5年度までに市障がい福祉課に設置している「基幹相談支援センター」が中心となり、複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）を構築し、多岐にわたる障害福祉サービスを総合的かつ継続的にコーディネートする地域生活支援拠点を整備することを目標とし、取り組んでいきます。

また、地域生活支援事業の各種サービスについては、支給決定基準に基づき、障がい者一人ひとりの状況やニーズに応じて必要なサービスの提供ができるよう適正に支給決定を行っていきます。

引き続き伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会を中心に関係機関と連携を図り、第6期障がい福祉計画の推進に努めていきます。

本件の担当は、危機管理課、職員課、福祉総務課  
障がい福祉課、健康づくり課、教育指導課  
陳情・要望の担当は、人権・広聴相談課



横福障第 381 号

令和 4 年(2022 年) 2 月 3 日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄守英様  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田和生様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木暢様

横須賀市長 上地克明



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望について  
(回答)

日ごろ、本市の障害者施策につきまして、ご協力いただき厚く御礼申しあげます。

令和 3 年 11 月 8 日付けで要望がありました標記につきまして、別紙のとおり回答いたします。

(事務担当 福祉部障害福祉課計画係 網代 046-822-9398)

## 1. 新型コロナウイルス感染症の対応について（新規要望）

昨年度に引続き依然として世界的な脅威になっています新型コロナウイルス感染症については、神奈川県内の福祉施設でも多数の陽性者が判明しており、一部はクラスターに発展するケースもありました。現在は変異株の感染も報告されており、予断を許さない状況です。福祉施設・事業所は、障がい者(児)、ご家族の生命、健康を守っていくために以下の通り施策の整備を要望します。

- (1) 感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があるとされていますコロナワクチン接種につきましては、福祉施設従事者（以下、職員）、基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）は優先接種の対象になっています。しかし、現状は各市町村によって対応、進度が相違しています。施設・事業所では速やかに利用者・職員が共に集団接種が出来ることが望ましいと考えます。しかし、その課題は利用者・職員との対応の相違、接種券発行の条件（年齢、住民票のある住所地、申請主義）、ワクチンの確保、医師・看護師の確保（派遣要請含む）、会場の確保などがあります。よって、市町村におかれましては、利用者・職員の優先的な集団接種が可能となるような迅速かつ柔軟的対応と配慮をお願いします。

**【回答：民生局健康部保健所健康づくり課（防疫総務担当）】**

本市では、国の通知に基づき、ワクチンの供給量、重症化リスクを踏まえ、福祉施設などに従事されている方、利用されている方へのワクチン接種を、順次実施してまいりました。

ワクチン接種につきましては、施設での接種が円滑に行えるよう、対象施設、関係部局と十分な調整を図ったうえで、実施しています。

また、施設での接種が困難な場合には、本市が設置している集団接種会場において、施設単位での優先枠を設定し、接種を実施しています。

今後、福祉施設などに従事されている方、利用されている方に追加接種を実施する際にも、2回目接種から原則6か月以上経過した方が、安心して接種が受けられるよう、取り組みを進めてまいります。

- (2) 利用者・職員が必要な時に PCR 検査を速やかに受けられるような行政検査の配慮と救護応援体制の確保をお願いします。

**【回答：民生局健康部保健所健康づくり課（疾病予防担当）】**

本市では、濃厚接触者検査については保健所だけでなく、市内医療機関とも連携し、行政検査を行っております。

また、施設等でのクラスター発生の恐れがある際は、保健所による集団検査も実施しており、速やかに検査を受けることのできる体制となっております。

- (3) 利用者が PCR 検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養

施設) できるよう、医療体制の確保をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただくようお願いいたします。

**【回答：民生局健康部保健所健康づくり課（疾病予防担当）】**

新型コロナウイルス感染症患者の市内入院病床数につきましては、神奈川県が調整することとなっており、病床の拡大が進められています。医療のひっ迫の状況により軽症の場合、即日の入院調整が困難な場合もありますが、本市においては保健所が入院を必要だと判断した患者につきましては、現在の試算では全員が入院できる体制となっております。

また、感染者の宿泊施設につきましても、神奈川県での整備となっておりますが、令和3年10月末時点で、県全体で2,851室の宿泊施設を確保しており、可能な限り自宅療養者を縮減できるような体制の整備を進めております。宿泊施設(ケア付き宿泊療養施設)は、現在のところグループホーム入居者は対象となっておりますが、意見を踏まえ、神奈川県へ現状を伝えていきたいと思っております。

- (4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引続きお願いします。

**【回答：民生局健康部保健所健康づくり課（疾病予防担当）】**

クラスターが発生した施設につきましては、保健所職員が衛生管理・指導のために、現地に立ち入りをさせていただいております。また福祉部署でも衛生・医療に係る備品等の優先的支給について実施しており、打ち切り等の情報はありません。

- (5) 感染した施設に対しての風評被害が出ないよう市民への啓発をお願いします。

たとえば、感染者を特定するよう施設に要求したり、製品の不買をしたり、不必要な電話連絡をすることなど。

**【回答：市民部 人権・男女共同参画課】**

本市としては、差別は許されるものではないという立場から、広報よこすか、市ホームページ、ツイッター、庁内放送、横須賀中央駅改札前のデジタルサイネージなどさまざまな方法で、感染者、医療従事者などへの不当な差別、誹謗中傷などを行わないよう市民の皆様へお願いしているほか、人権侵害を受けた際の相談窓口をお知らせしています。引き続き、感染した施設に対しての風評被害が出ないよう啓発を行ってまいります。

- (6) 感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊をしたケースがありました。そのような職員の宿泊施設の確保または宿泊に係るかかり増し費用の助成を検討願います。

**【回答：民生局健康部 保健所健康づくり課（疾病予防担当）、民生局福祉部 指導監査課】**

## 障害福祉課】

濃厚接触者については、自宅等での健康観察をお願いしています。

濃厚接触者の方に症状が出た場合など、速やかに検査案内できるよう体制を整えています。

また、陽性者が発生した場合、保健所が疫学調査を行い、濃厚接触者を確定します。濃厚接触者には、PCR検査を受けていただき、その結果、陽性となった場合は、入院、宿泊施設での療養等のご案内をしています。

陰性となった場合でも、2週間の自宅待機をお願いしていますが、隔離の必要はありません。

以上のことから、職員用の宿泊施設設置及び補助金等による助成は考えていません。

- (7) 昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、引き続き柔軟な対応をお願いします。特に感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。しかし、その間も職員は自宅待機の利用者の健康把握のため連絡を行ったり、関係機関・施設や業者と頻繁に連絡調整を行っておりますので、その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようご配慮をお願いいたします。

### 【回答：民生局福祉部 指導監査課 障害福祉課】

新型コロナウイルス感染症が依然として終息していない状況のため、終息までの当分の間、本市では厚生労働省社会・援護局の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づく、障害福祉サービス等事業所の報酬、人員等についての柔軟な対応を継続しています。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、国は様々な補助金を公示していますので、本市もこれらの補助金に対して国、県への申請手続きを行い、各施設への交付を進めてまいります。

## 2. 人材確保について（継続要望）

- (1) 福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になっています。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。（例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等）

### 【回答：民生局福祉部 障害福祉課】

福祉に携わる人材の確保及び育成については、本市のみならず全国的な課題だと認識しています。行政、事業者それぞれの立場で課題に対する検討が必要であると考

えています。

- (2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

**【回答：教育委員会事務局学校教育部 支援教育課】**

教育委員会では「横須賀市支援教育推進プラン」に基づき、障害の有無にかかわらず個々の違いや特性を大切にしながら、誰もが生き生きと活躍できる共生社会の実現に向けて、取組を進めているところです。

また、小学校・中学校学習指導要領においては、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」とありますので、今後も、特別支援学校や特別支援学級の子どもと通常の学級の子どもが、学校教育の一環の中で活動を共にする、「交流及び共同学習」など、互に関わり合い、相互理解を深める教育活動を日常的・継続的に行い、一層充実させることができるよう、学校へ働きかけてまいります。

3. 障害者地域生活サポート事業について（継続要望）

- (1) 障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成18年度に施行されて15年が経過しました。市町村の任意事業であり、県市1/2負担の協調事業でもあります。平成26年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は25%と低い状況となっております。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としています。よって未実施の市町村には早期に実施を要望します。特に比較的实施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。（継続要望）

ア 「重度重複障害者個別支援事業」については、14市町村が実施。

イ 「単独型短期入所促進事業」については、14市町村が実施。

ウ 「地域防災拠点事業」については、11市町村が実施。

エ 「医療的ケア支援事業」については、12市町村が実施。

オ 「行動障害者支援事業」については、7市町村が実施。

**【回答：民生局福祉部 障害福祉課】**

障害者地域生活サポート事業の実施主体は、政令市及び中核市を除く市町村となっているため、本市は当該事業の実施主体とはなっていません。

- (2) 障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ

補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応を要望します。

**【回答：民生局福祉部 障害福祉課】**

障害者地域生活サポート事業の実施主体は、政令市及び中核市を除く市町村となっているため、本市は当該事業の実施主体とはなっていません。

- (3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠です。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業運営を安定化するために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の追加を要望します。

**【回答：民生局福祉部 地域福祉課】**

障害者地域生活サポート事業は神奈川県各市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領で定められているものであるため、対象とならない本市としての回答は控えさせていただきます。

4. 障害者グループホームの運営について（継続要望）

- (1) 障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにとても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要望します。

**【回答：民生局福祉部 障害福祉課】**

現在のグループホーム運営事業は、県域市町村において神奈川県補助事業としてされていますが、従来の「障害者地域生活サポート事業」の一部が「グループホーム等運営費補助事業」に組み込まれたものです。

本市においては当該事業について、単独事業として県域と同水準の上乗せを行っていましたが、従来対象事業としていなかった「障害者地域生活サポート事業」の一部が平成31年度から組み込まれたことにより、乖離が生じることになりました。

本市の独自財源で新たな上乗せを行うことは難しい状況ではありますが、今後も可能な限り県域市町村と同水準の給付となるように検討してまいります。

- (2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差(8,000～17,500円)が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。



【回答：民生局福祉部 障害福祉課】

グループホーム利用者が地域での安定した生活を送れるよう、引き続き補助を継続していきたいと考えています。

5. 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています、地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。

【回答：こども育成部 幼保児童施設課】

障害児のサービスについては、今後も事業者の運営状況などを注視していきたいと考えています。

なお、国のサービス報酬において、理学療法士等の加配を行っている場合には児童指導員等加配加算（PT等）又は専門的支援加算を算定できるようになっています。

また、主として重症心身障害児を通わせる事業所において、看護職員の加配を行っている場合には看護職員加配加算を算定できるようになっており、その他の一般型事業所においては、定められた基準以上の看護職員を配置して医療的ケア児に対して支援を行った場合の基本報酬の見直し（医療的ケア児の基本報酬区分の創設）がなされています。

(参考)

【指定障害児通所支援事業所数の推移】

(各年4月1日時点)

事業所種類	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
児童発達支援 (センターを 除く) 事業所 数	6	8	12	13	13
放課後等デイ サービス事業 所数	33	36	39	38	40

- (2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末日までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現する

ためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることとなります。

**【回答：民生局福祉部 障害福祉課】**

令和2年11月11日に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より「障害児入所施設における18歳以上入所者（いわゆる「過齡児」）に係るみなし規定の延長について」が通知されました。現在入所中の18歳以上の入所者（いわゆる「過齡児」）の対応については、現在、障害者施設に入所中の者に対しては、新たな移行調整の枠組み等の議論に要する時間を考慮し、みなし規定の期限が令和4年3月31日まで延長されました。

本市では、移行が進み、いわゆる過齡児の給付の方は現在はおりません。

児童福祉法第63条の2及び第63条の3の児童相談所長の通知を受理後は速やかに障害支援区分認定にかかる手続きに入っております。障害者支援施設の新設がない中、重度で行動障害のある利用者の障害者支援施設への入所や、地域への移行は現実的に非常に困難な状況にあります。児童相談所、障害児入所施設とも協力をしながら一人一人の特性に応じて短期入所等を実施しながら検討している状況です。

また、一般相談支援事業者（地域移行支援）等の利用も図り、関係機関の連携を強化しながら、ご本人の特性に合う施設等への移行をすすめていきたいと考えています。

6. 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数が増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

**【回答：民生局福祉部 地域福祉課】**

本市に所在する相談支援事業所等の職員に対する初任者研修、現任研修等については、神奈川県が実施しています。

相談員の確保について、本市においては重要な課題と考えています。各相談支援事業所の状況をお聞きし、具体的な課題を明らかにしつつ、神奈川県（※注）と連絡をとりながらどのような対策がとれるか検討してまいります。

※注 本市は初任者研修、現任研修を検討する神奈川県自立支援協議会研修企画部会に参加しています。

7. 短期入所事業について（継続要望）

(1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

**【回答：民生局福祉部 障害福祉課】**

単独型短期入所事業所については、国報酬の中に単独加算が組み込まれていますが短期入所は家族の緊急時の受け入れやレスパイトのためにも、大切な在宅支援事業と考えており、令和2年度より本市独自で緊急時に障害者を受け入れた事業所に助成をしています。

なお、市町村主体での基盤整備を図ることは困難であると考えています。

(2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われまます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

**【回答：民生局福祉部 障害福祉課】**

緊急時のベッドの確保については、会議や意見交換の場などを通じて、県に要望していきたいと考えています。

8. 就労関連について（継続要望）

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られよう要望します。

**【回答：民生局福祉部 障害福祉課】**

本市では、「障害者施設や作業所の自主製品と取り組んでいる仕事のご案内」として「横須賀市障害者施設・作業所等自主製品商品カタログ」を作成して市ホームページに掲載し、市内官公庁や商工会議所にチラシを配布して利用を働き掛けるとともに、市役所の各課にも庁内掲示板により利用をお願いしています。さらに、冊子も作成し、市行政センターなどに配架を依頼するとともに、令和2年度からは新たに市立学校へ冊子を配布して学校行事やPTA活動での利用をお願いしています。

福祉ショップの設置では、神奈川県社会福祉協議会が認定している喫茶店・売店である「ともしびショップ」が本市施設（市立総合福祉会館、市総合体育館サブアリーナ、横須賀市役所）内に常設されており、障害者施設や作業所等の自主製品な

どが販売されています。本市は、障害者が働くことを実感し地域の人々とのふれあいを通じて自立と社会参加を実現していくことを引き続き支援していきます。

市の障害者雇用では、「横須賀市障害者活躍推進計画」に基づき障害者雇用に係る取り組みを進めています。令和3年6月1日時点での市の障害者雇用率は2.81%で、法定雇用率(2.6%)を達成しました。また、令和3年度では、職員の採用試験について、身体障害者に限定していた対象者を知的、精神障害者に拡大しています。

共同受注窓口については、受注機会の拡大を図っていく中で、慎重に検討していきたいと考えています。

#### 9. 障がい者の防災対策について(継続要望)

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

##### 【回答：民生局福祉部 障害福祉課】

防災に関連させた地域への障害者理解に関する啓発は、これまでも機会をとらえて行ってまいりました。現在も、障害者の情報・コミュニケーション協議会において、障害当事者の声を聴きながら、災害時における障害者への配慮に関する冊子の作成を進めているところです。今後も、一般市民に向けた災害時の障害者理解を、行政が主体となり広げていきます。

なお、避難所運営委員会への障害者支援施設等の関係者の参加については、地域の判断となりますが、働きかけをしていきたいと考えています。

- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

##### 【回答：民生局福祉部 障害福祉課】

非常災害時の通報や通信手段の確保については、国全体のインフラ整備にかかる問題でもあることから、国や通信会社等の動向を注視しつつ、本市においても独自の通信手段の確保や備品等の確保について検討していきたいと考えています。

#### 10. 発達障がい者への支援の充実について(継続要望)

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

**【回答：民生局福祉部 障害福祉課】**

平成28年4月より「発達障害者地域支援マネージャー」が保健福祉圏域ごとに配置され、地域の関係機関との連携や、地域支援者への支援も行うことになっており、地域における発達障害者への支援力の向上に役立っています。

今後も、かながわA（エース）や発達障害者地域支援マネージャーと連携し地域における発達障害者への支援充実を図っていきたいと考えています。

11. 第6期障害福祉計画について（継続要望）

(1) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

**【回答：民生局福祉部 障害福祉課】**

地域生活支援拠点の機能の多くを担う基幹相談支援センターについては、令和3年4月に福祉部地域福祉課内に設置したところです。そのため、市内の障害福祉サービス事業者や地域の関係機関等が参加している「障害とくらしの支援協議会」などで意見交換を行い、地域における居住支援のための機能の整備をすすめていきたいと考えています。

(2) 基幹相談支援センターの設置について

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

**【回答：民生局福祉部 地域福祉課】**

本市では、令和3年4月1日に基幹相談支援センターを新設いたしました。今後は、委託相談支援事業所等相談支援に関わる事業所と連携しながら、相談機能の充実に向けてまいります。

(3) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされる

よう要望します。

**【回答：民生局福祉部 障害福祉課】**

報酬単価等の改定の予定はありませんが、本市の移動支援事業等の制度は汎用性も高く、利用者に対するサービス支給量等につきましても、個々の利用者等との面接調査などにより、必要性や状況に応じた支給決定を行っています。その中で、近年利用の集中等により、必要な方が必要な時に利用できないといった事態も生じているため、必要とされる方に利用していただけるよう、利用の適正化を図っているところです。

また成年後見制度利用支援事業については、対象者が想定を上回った場合にも必要な助成を行っていきたいと考えています。

(4) 多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知→市町村の担当者がどのくらい理解されているのか疑問、事業所職員も知らなかったというケースがあります。）にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断型・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

**【回答：民生局福祉部 障害福祉課】**

限られた障害福祉サービスの中で、いかにその人らしく暮らせるか、利用者にあったサービスが提供されることが重要と考えています。

今後、障害者支援施設に限らず、障害福祉事業についての制度設計について、県内の市町村と連携が取れるように、今後も神奈川県と情報共有していきます。

令和4年1月19日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

三浦市長 吉田 英



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書に係る回答書

日頃から本市の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
令和3年11月8日付けでご要望いただいた件につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の対応について（新規要望）

昨年度に引き続き依然として世界的な脅威になっています新型コロナウイルス感染症については、神奈川県内の福祉施設でも多数の陽性者が判明しており、一部はクラスターに発展するケースもありました。現在は変異株の感染も報告されており、予断を許さない状況です。福祉施設・事業所は、障がい者（児）、ご家族の生命、健康を守っていくために以下の通り施策の整備を要望します。

- (1) 感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があるとされていますコロナワクチン接種につきましては、福祉施設従事者（以下、職員）、基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）は優先接種の対象になっています。しかし、現状は各市町村によって対応、進捗が相違しています。施設・事業所では速やかに利用者・職員が共に集団接種が出来ることが望ましいと考えます。しかし、その課題は利用者・職員との対応の相違、接種券発行の条件（年齢、住民票のある住所地、申請主義）、ワクチンの確保、医師・看護師の確保（派遣要請含む）、会場の確保などがあります。よって、市町村におかれましては、利用者・職員の優先的な集団接種が可能となるような迅速かつ柔軟的対応と配慮をお願いします。
- (2) 利用者・職員が必要な時にPCR検査を速やかに受けられるような行政検査の配慮と救護応援体制の確保をお願いします。
- (3) 利用者がPCR検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の確保をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただきようお願いいたします。
- (4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引き続きお願いします。
- (5) 感染した施設に対しての風評被害が出ないよう市民への啓発をお願いします。たとえば、感染者を特定

するよう施設に要求したり、製品の不買をしたり、不必要な電話連絡をすることなど。

- (6) 感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊をしたケースがありました。そのような職員の宿泊施設の確保または宿泊に係るかかり増し費用の助成を検討願います。
- (7) 昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和等がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、引き続き柔軟な対応をお願いします。特に感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。しかし、その間も職員は自宅待機の利用者の健康把握のため連絡を行ったり、関係機関・施設や業者と頻繁に連絡調整を行っておりますので、その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようご配慮をお願いいたします。

#### 【回答】

障害福祉サービス事業所や関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底しながら事業の継続に取り組んでいただいております。大変感謝しております。

本市では、市独自や国・県の事業分を含めて、マスク・手袋等の衛生用品の配布を行い、また、ご要望の(7)にある在宅支援等の代替的支援等についても、事業所において厚生労働省が例示したような対応を行う場合には、柔軟に認めてまいりました。

一方で、ご要望の(3)医療体制の確保や(4)専門医療スタッフの派遣の確保、(6)宿泊施設の確保については、本市では対応が困難な状況です。

ご要望いただいた内容について本市だけで対応することが困難な点もございますが、引き続き、国・県の対応に協力しながら、本市として可能な対応については積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

## 2 人材確保について（継続要望）

- (1) 福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になっています。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。（例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等）

#### 【回答】

本市においても、障害福祉サービス事業所の人材不足等の理由により、利用者が希望するサービス量の確保が難しい状況があると認識しております。

個々の障害福祉施設の人材確保に本市として協力することは難しいと考えますが、自治体として協力できることがあれば、近隣市町と歩調を合わせて対応してまいりたいと考えます。

- (2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。



【回答】

学校教育においては学習指導要領にのっとった教育課程を編成して普通教育を行っています。その際、教科学習や総合的な学習の時間に福祉を取り上げて学習しております。

現行の学習指導要領解説では、総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい探求課題について、「学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉、健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題(中略)を踏まえて設定すること。」とうたわれています。市内の学校においては、このことを踏まえ、地域の特色に応じた、児童生徒の興味関心に基づく模擬体験、近隣福祉施設との交流等を含め、多様な課題を設定し、体験的な学習、探求的な学習を実施しています。

3 障害者地域生活サポート事業について（継続要望）

- (1) 障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成 18 年度に施行されて 15 年が経過しました。市町村の任意事業であり、県市 1/2 負担の協調事業でもあります。平成 26 年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は 25%と低い状況となっています。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としています。よって未実施の市町村には早期に実施を要望します。特に比較的实施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。（継続要望）

ア「重度重複障害者個別支援事業」については、14 市町村が実施。

イ「単独型短期入所促進事業」については、14 市町村が実施。

ウ「地域防災拠点事業」については、11 市町村が実施。

エ「医療的ケア支援事業」については、12 市町村が実施。

オ「行動障害者支援事業」については、7 市町村が実施。

【回答】

現在、本市においても障害者地域生活サポート事業のメニューの一部を実施しております。この制度は県の要綱に基づき実施されているもので、施設入所者が地域生活へ移行するための支援や在宅障害者が安心して地域で生活するための支援などが規定されています。今後も本市の障害者のニーズや他市町村の実施状況などを勘案しつつ、実施に努めてまいります。

- (2) 障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応を要望します。

【回答】

本市では、市独自に要綱等を定めておらず、障害者のニーズにより本事業の利用について相談を受けた場合には、適用条件も含めて県の要綱等に基づき対応しております。

適用条件を満たさない場合には、全額本市の負担になることが見込まれるため、独自で柔軟な対応を行うことは困難であることをご理解ください。

- (3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業運営を安定化するために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の追加を要望します。

【回答】

ご要望にあるとおり、現行の報酬額では、相談支援事業所が安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状況にあることは承知しています。本市では、障害者自立支援協議会に相談支援専門員を構成員とする部会を設置し、事例検討会等を行い、質の向上を図っております。

今後も要望等の機会に、県に対して相談支援事業の安定的な運営を支援するためのメニューの追加等について働きかけを行いたいと考えております。

4 障害者グループホームの運営について（継続要望）

- (1) 障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにもとても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要望します。

【回答】

障害のある方の居住支援において、グループホームは地域で安心して生活を送るために重要な社会資源であると認識しております。

本市においても、同事業の運営費（基本分）や初期受入支援加算の補助を実施しており、今後も障害者のニーズに応じて実施に努めてまいります。

- (2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差（8,000～17,500円）が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。

【回答】

グループホームの家賃補助は国制度において実施されておりますが、現在本市においては、市単独の補助は行っておりません。本市の現在の財政状況から市独自の補助を実施することは難しい状況です。

(1)の回答に掲載しました現在実施している運営費等の補助につきましては、継続して実施できるよう努めてまいります。

## 5 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています。地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人的費補助などが図られるよう要望します。

### 【回答】

本市においては、現在、放課後等デイサービス、児童発達支援を行う事業者が2か所（うち1か所は共生型の事業所）あるほか、本市独自の障害児施策として障害児地域訓練事業を実施しており、主に未就学の障害児を対象とした療育も行っております。また、医療的ケアが必要な重度障がい児の支援については、横須賀三浦地域でのコーディネーター配置に向けて、圏域での検討会議が行われております。

しかしながら、障害児のサービスにかかる社会資源については、市町村格差も生じていることは否めません。本市独自の制度だけでは対応しきれないこともありますので、国や他市町村の状況も踏まえながら、体制整備などについて検討してまいります。

- (2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学級及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることとなります。

### 【回答】

現在、本市では、障害児施設に入所中で20歳に到達している加齢児はおりません。

今後も障害者施設への移行等がスムーズに行えるよう、県の児童相談所や入所中の施設と連携を図り、ご本人やご家族の意思決定の支援を行ってまいります。

また、障害支援区分認定調査の実施につきましては、個別にご相談ください。

## 6 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

### 【回答】

相談支援専門員の研修に関しては、市で希望者の取りまとめ等を行い、県が実施主体となって行っております。研修回数、受講生数の増が可能となる実施体制につきましては、本市としても希望するところでありますので、他市町村と歩調を合わせながら県への働きかけを進めてまいります。

## 7 短期入所事業について（継続要望）

- (1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。
- (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われまます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

### 【回答】

障がい者が在宅で安心して生活するためには、短期入所施設の確保は非常に重要であります。また、現在本市にある短期入所施設は2か所のみであり、基盤整備の必要性は十分認識しております。

短期入所のサービスを希望する人は、本市の施設以外に近隣市の施設を利用するケースが多くなります。また、あまりケースはありませんが、虐待ケースを含む緊急時の対応には苦慮しております。

このような現状を鑑み、今後も障害福祉圏域内での基盤整備についての近隣市町との協議や、県への要望等を行いたいと考えております。

## 8 就労関連について（継続要望）

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。

### 【回答】

本市においては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づき、市の調達方針を策定しているほか「ハートフル・マーケット」として、毎週水曜日は市庁舎内で、木曜日には三浦市立病院において、市内施設等の商品の販売を行っております。新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言発令中は一時休止しましたが、感染拡大防止対策を徹底したうえで、販売を継続しております。

また、今年度から市の一部の清掃業務を、障害者施設へ新たに委託しております。

今後とも、障害者の経済的自立が安定した地域生活を送る基盤となることを認識し、障害者の就労に関連する支援を実施してまいります。

## 9 障がい者の防災対策について（継続要望）

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上

生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

【回答】

昨今の大規模災害の発生状況を鑑み、防災対策の重要性は本市としても強く認識しております。

本市においては、小中学校など公共施設を災害時の避難所として開設し、避難者の支援や物資の供給の拠点として位置づけているほか、他市町との防災協定の締結により連携を強化し、広域的な防災体制を整備するなど、防災対策に努めております。

さらに、平成26年3月には、防災課と協力して福祉避難所マニュアルを作成し、障害のある方をはじめとした特別な支援を要する避難者に対応できるよう取り組んでおります。

今後とも当事者団体をはじめ、各関係団体など多くのご意見・ご協力をいただきながら、より確実な防災対策が取れるよう努めてまいります。

- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

【回答】

防災体制につきましては、市防災課との協力や障害者自立支援協議会との連携により、防災対策に努めているところですが、こちらにつきましても、当事者団体を含め、多くの意見をいただきながら、取り組みを進めてまいります。

10 発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

【回答】

発達障害に関する相談は、本市においても増加傾向にあり、発達障害者支援の充実は重要な施策であると認識しております。市と相談支援事業所との情報共有を密にし、県の「発達障害者地域支援マネージャー配置事業」も活用しながら、発達障害のある方のニーズに応えることができるように努めてまいります。

また、発達障害者支援センターの創設につきましては、本市単独では新たに設置の予定はございませんが、圏域での設置の検討が行われる際には、近隣市町と協議して対応してまいります。

## 11 第6期障害福祉計画について（継続要望）

### (1) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

#### 【回答】

本市においても、第5期障害福祉計画において、地域生活拠点等の整備については、「市町村または圏域ごとに少なくとも1つ以上整備することに努める」と明記しており、これまで自立支援協議会や計画推進懇談会等を活用して検討してまいりました。

これまでの検討内容を踏まえて、「基幹相談支援センターを中心として、面的整備型によって地域生活支援拠点等の整備を目指す」という内容で第6期障害福祉計画にも記載しており、今後も自立支援協議会等を活用し、整備を進めてまいります。

### (2) 基幹相談支援センターの設置について

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

#### 【回答】

本市では、平成26年度から市内の相談支援事業所への相談支援事業の委託を開始し、現在は市内の相談支援事業所3か所全てに委託して、相談支援体制の強化に努めてまいりました。

また、平成30年度に立ち上げた「基幹相談支援センターに関する検討会」を令和2年度には「地域生活支援拠点に関する検討会」に形を変えて、地域生活支援拠点の整備と併せて、本市において必要な基幹相談支援センターの機能について関係機関と継続して検討を行っております。

今後、地域生活支援拠点の整備と併せて、基幹相談支援センターの設置を目指し検討を進めてまいります。

### (3) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

#### 【回答】

地域生活支援事業は、障害者が地域で暮らす上で非常に重要な事業であると認識しております。

報酬単価につきましては、本年度の介護給付等の報酬改定後に、近隣市町の状況等も勘案しながら検討を進めてまいります。

また、時間、支給量の決定につきましては、介護給付等と併給の場合には、サービス等利用計画の内容を尊重し、地域生活支援事業単独の支給決定の場合には、個々の障害者の状況を勘案して適切な支給決定に努めてまいります。

(4) 多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その他地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べることが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない 2007 年厚労省通知→市町村の担当者がどのくらい理解されているのか疑問、事業所職員も知らなかったというケースがあります。）にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断型・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の 24 時間 365 日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティーネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

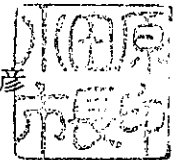
【回答】

障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、関係機関がお互いに得意とする部分を出し合い、あるいは足りない部分を補い合い、各々の地域が抱える課題を解消していくこと、また、個々に対応するのではなく、関係機関が互いに連携し適切に対応していくことが必要であると考えます。

今後も、協議会等を通じた県内市町村との連携、近隣市町や福祉サービス事業所等との情報共有を行い、総合的な支援が行われるよう体制づくりに努めてまいります。

神奈川県知的障害福祉協会 会長 出縄守英様  
神奈川県身体障害施設協会 会長 柴田和生様  
特定非営利活動法人 神奈川セルフセンター 会長 鈴木暢様

小田原市長 守屋 輝彦



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について (回答)

日頃、本市の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年11月1日付けで提出いただきました貴会からの要望書について、次のとおり回答いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の対応について

昨年からの新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、障がい者施設に従事されております皆様には、利用者の安心・安全な暮らしを守るため多大なる御努力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

3回目の接種については、国からの通知により、2回目を接種後、8か月後から6か月後への前倒し接種となりました。現在、接種券は2回目接種の6か月後に発送し、到着次第、予約が可能です。また、接種対象者に対し予約枠も十分確保しております。

障がい者施設の利用者・従事者について、入所型施設では、1・2回目同様に施設内での接種を進めるとともに、通所型施設では、市が実施する集団接種、個別接種(5月まで)をご利用いただけます。小児(5~11歳)の接種については、3月中に接種券を発送、3月中旬以降、順次、個別接種と集団接種を始めてまいります。

PCR検査の行政検査は、保健所の判断により実施されますので、必要な時に受けられるよう関係機関に働きかけていくとともに、施設内でクラスターが発生した場合には、県と情報共有を図りながら対応してまいります。

感染者及び濃厚接触者の医療提供体制の確保については、県が神奈川モデルにおいて感染状況に応じて体制整備を図っておりますので、本市としても今後の状況を注視していきます。

集団感染が発生した場合の衛生管理・指導は保健所の所管となっておりますので、県に対し働きかけながら、本市として対応できることにつきましては関係所管とも連携しながら対処してまいります。

コロナ感染に関する風評被害につきましては、これまでもホームページなどで啓発していますが、引き続き啓発してまいります。

施設職員が感染又は濃厚接触者となった場合の宿泊施設の確保については、医療提供体制の確保同様、県が神奈川モデルにおいて感染状況に応じて体制整備を図っておりますので、市としても今後の状況を注視していきます。

障害福祉サービス事業所に対しましては、新型コロナウイルス感染防止のためやむなく施設を閉鎖した場合や感染不安から自宅から出られない通所利用者の状況を施設職員が自宅訪問して確認した



場合等は、通所した場合と同様に請求を認めるなど、国や県からの通知に基づき引き続き柔軟に対応をしております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルスへの対応は、新たな変異株の出現等もあり、国や県・市といった行政機関だけでなく、医療機関や企業・施設の皆様、そして国民一人ひとりができることをしっかりとやっていくことが大切になります。本市といたしましても、できることは可能な限り迅速に行っていきたいと考えておりますので御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

## 2. 人材確保について

福祉人材の確保は、ここ数年厳しい状況であると捉えています。しかしながら、福祉施策を推進していくうえで人材確保は重要な要素でありますので、本市といたしましても障がい福祉施設と協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

学校教育においても、福祉に関することについて小学校4年生国語、小学校6年生社会、中学校公民、道徳の授業で学習しているほか、学校によっては総合的な学習の時間等に、福祉介護施設の訪問や職業体験、車椅子体験、パラスポーツ体験、ブラインドウォークや手話等に取り組んでいる学校もあります。今後も様々な機会を捉え福祉に関する情報等を学校に周知していくことにより、障がい及び障がい者への理解を深められるよう取り組んでまいります。

## 3. 障害者地域生活サポート事業について

本市では、障がい者の地域生活移行を促進するため、障害者支援施設等からグループホームに生活の場を移した場合に、その家賃の一部をグループホーム運営事業の「家賃補助」として、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。また、令和2年度には、発災時に民間の障害福祉サービス事業所等を福祉的な避難所として活用できるよう、地域防災拠点事業として資機材購入費の補助を行いました。さらに令和3年度からは、生活介護サービス事業所及び就労継続支援B型サービス事業所のうち、指定基準を超えて人員を配置し支援にあたる事業所に補助を行う行動障がい者支援事業を開始いたしました。

障害者地域生活サポート事業は各市町村により対象とする事業に差がありますが、本市としては、地域の実情に合わせ関係者からの要望を聞きながら、事業を実施した場合の効果や費用などを考慮しながら対応してまいります。

相談支援専門員の確保に関しては、令和3年度の国の報酬改定により経営実態が厳しい小規模事業所の基本報酬の引き上げがなされたところでありますので、障害者地域生活サポート事業に関するメニューの追加等につきましては、今後の事業所の状況や地域の実情を踏まえながら対応してまいります。

## 4. 障害者グループホームの運営について

障がい者の安心・安全な地域生活を保障する社会資源として、グループホームの担う役割は大変重要なものと認識していることから、グループホーム運営につきましては、引き続き神奈川県と協調し支援してまいります。

また、家賃補助につきましては、これまでも入所施設等からグループホームに入居した方を対象とし、家賃の半額又は3万円のいずれか少ない額を1年間助成しておりましたが、令和元年10月からは、対象期間を3年に拡大するとともに、障がい者の経済的負担を軽減し自立を促進するため、他の家賃助成の適用がない方に、月額上限1万円の助成を市単独事業として実施しております。

## 5. 障がい児サービスについて

本市では、医療的ケア児への支援として、平成 29 年度より「小田原市障がい児医療的ケア提供体制整備事業」を実施し、放課後等デイサービス事業所が医療的ケアの必要な障がい児の受入れに当たり必要となる看護師の雇用を促進し、障がい児及びその御家族の支援を行ってまいりました。令和 2 年度には、交付要件を見直し対象施設の拡大を図りました。また、令和 2 年度より自力での通学が困難な児童・生徒の通学に係る保護者負担の軽減を図るために、施設の看護師等が医療的ケア児と同乗し通学することに対する補助を行う、「ケア付き通学支援事業」を開始いたしました。

障害児入所施設からの加齢児の移行については、多くの自治体の共通課題として、移行先の施設確保が困難な状況にあります。これまで同様、神奈川県や児童相談所と連携しながら、今後も加齢児の移行が円滑に実施できるよう努めてまいります。高等学校 3 年生の障害支援区分認定については、養護学校と連携を図りながら卒業後のサービスがスムーズに利用できるよう手続きを進めてまいります。

## 6. 相談支援事業の充実について

相談員の育成にあたり実施される、相談支援従事者初任研修や相談支援専門員現任研修など、研修体制の充実については重要な要素であると認識しています。これらの研修主催者である県に機会を捉えて、研修回数や受講できる受講生の増について要望してまいります。

## 7. 短期入所事業について

短期入所事業は、障がい者やその御家族の生活を支える上で、大変重要な役割を担うものですが、サービス利用の需要に対し、週末や年末年始等、利用が集中する期間があるなど、供給が不足する場合がありますものと認識しています。国におきましては、報酬上、単独型加算や緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算等の措置が採られておりますので、これらの制度を有効に御活用くださいますようお願いいたします。

また、障害者虐待防止法に基づく緊急一時保護のためのベット確保につきましては、神奈川県主催の県立障害福祉施設における被虐待障害者の緊急受入れに係る連絡会において、県西地域においては、中井やまゆり園が被虐待障害者の緊急受入れを行うこととされています。しかしながら、虐待事例によっては、被虐待障害者の居住する市町村から離れた施設において保護することが適切である場合も想定されることから、本市では、神奈川県において広域での調整が行われるよう要望しているところです。今後も同法の効果的な運用のため、機会を捉えて引き続き要望してまいります。

## 8. 就労関連について

障がい者の就労支援等につきましては、本市と足柄下郡 3 町及び障がい福祉関係機関等から成る小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会に就労支援部会を設置し取組を進めており、令和元年度は工賃向上を目標とした課題について議論を重ね、小田原箱根商工会議所の協力を得て施設外就労について取り組んできました。令和 3 年度からは、新たな就労場所の確保のため、農福連携についても検討を始めるなど、工賃向上の具体的な手法について取り組んでおります。

障がい福祉事業所等への物品等の販売等の促進につきましては、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく調達方針を定め、取組を進めているほか、市庁舎 2 階ロビーの一部を授産製品販売スペースとして提供するとともに、市ホームページに出店スケジュールを掲載

し周知に努めています。

本市職員の雇用につきましては、障がい者雇用を推進すべく障害者手帳の交付を受けている方を対象とした試験区分を設け、職員採用試験を実施しているところです。

共同受注窓口につきましては、神奈川県共同受注窓口への登録勸奨や情報提供を実施しており、今後も地域自立支援協議会の場を活用するなど、地域の実状に応じた対応策を事業者の方々とともに検討してまいります。

#### 9. 障がい者の防災対策について

これまで本市では、災害時の要配慮者の緊急受け入れに関し、市内社会福祉法人及び小田原養護学校と協定を締結するとともに、令和2年度及び3年度には、社会福祉法人等に対し防災資器材の整備費更新のための補助を実施いたしました。

また、大規模風水害発生時の避難対策については、地域が主体となって組織している広域避難所では対応が困難な場合も想定されるため、高齢者や障がい者を対象にマロニエ、UMECO、タウンセンターいずみの市内3か所にバリアフリー型風水害避難場所を開設し受け入れをするほか、自家用車避難者を受け入れるため市内にある商業施設ダイナシティと協定を締結いたしました。

さらに、令和2年度には健常者と比較し避難が困難な障がい者の災害への備えや発災時にあわてず、落ち着いて身を守り避難ができるよう、障がい種別に応じた災害時への対応ハンドブックを肢体不自由者向け、知的障がい者向け、精神障がい者向けの3種類作成し、令和3年度は視覚障がい者向け、聴覚障がい者向け、内部障がい者向けについても作成してまいります。

#### 10. 発達障がい者への支援の充実について

成人の発達障がいにつきましては、対象者やニーズが増加していることは承知しておりますので、今後も、かながわA（エース）、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所などと連携を図りながら支援を行うとともに、神奈川県に対し、かながわAの機能の強化・拡充等について、機会を捉え要望してまいります。

#### 11. 第6期障害福祉計画について

第6期小田原市障がい福祉計画では、「小田原市総合計画」や「おだわら障がい者基本計画」などの上位計画との整合性を有しつつ、「地域共生社会の実現」を基本理念とし、令和5年度末における姿を目標として定め、障がい福祉の充実を図ってまいります。

地域生活支援拠点の整備につきましては、本市では、平成29年度に面的整備として地域生活支援拠点を設定いたしましたが、市内の事業所だけで緊急時に迅速で確実な相談支援の実施や短期入所等を確保していくことが困難であるなど課題も出てきたため、令和元年度より、県西圏域の2市8町で連携・協力し合う在り方等の検討を始め、障がい者の生活を広域で支えるサービス体制の構築を目指しております。

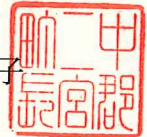
基幹相談支援センターの設置につきましては、本市及び足柄下郡3町の1市3町の共同実施として令和2年12月より小田原市社会福祉センター内に開設いたしました。機能としては、地域包括支援センターや民生委員等との連携体制の構築や、地域内情報の収集・発信といった、「地域支援」と地域内の相談支援事業所への助言・指導や人材育成のための研修会等の開催といった「支援者支援」を大きな2つの柱とし、地域全体の相談体制の向上を図ってまいります。

日中一時支援、移動支援、成年後見制度利用支援等の市町村地域生活支援事業につきましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を補完する役割を担う大変重要なサービスであると認識しています。実施にあたっては、サービス利用者及びサービス提供事業者の意向把握のためのアンケート結果を踏まえ、地域のニーズや将来の動向等を見据えた地域生活支援事業の在り方を検討してまいります。

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行については、介護保険の対象年齢に達したからといって画一的にサービス移行をするのではなく、その利用者の生活状況や健康状況などのほか、利用者本人やご家族の意向及び利用されている障がい福祉サービス事業所職員や計画相談員の意見などを聴取し、総合的に勘案したうえで支給決定を行っています。今後も、本人の自立生活のためにふさわしいサービスは何かを考慮しながら、利用者目線に立った効果的な運用に努めてまいりたいと考えております。

神奈川県知的障害福祉協会  
会 長 出繩 守英 様  
神奈川県身体障害施設協会  
会 長 柴田 和生 様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会 長 鈴木 暢 様

二宮町長 村田 邦子



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

令和 3 年 11 月 16 日付けで要望のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の対応について

(1) 利用者・職員の優先的な集団接種が可能となる対応と配慮について

《回答》

可能な範囲で迅速な対応ができるよう協議いたします。

(2) 利用者・職員の PCR 検査の受検配慮と救護体制の確保について

《回答》

県と連携しつつ対応いたします。

(3) 利用者で罹患された際の速やかな入院・入所、医療体制の確保について

《回答》

県と連携しつつ対応いたします。

(4) クラスタ時の専門スタッフの派遣及び備品の優先的支給について

《回答》

県と連携しつつ対応いたします。

(5) 感染した施設に対して風評被害が出ないよう市民への啓発について

《回答》

配慮ある対応をいたします。

(6) 感染対策による職員の宿泊施設の確保及び費用の助成について

《回答》

県からの補助制度がなく、町単独で実施するのは難しい状況です。

(7) 事業所閉鎖に伴う在宅支援等の代替的支援の柔軟性について

《回答》

福祉制度に則り対応いたします。

## 2. 人材確保について

### (1) 障害福祉施設と協力した人材確保の取り組みについて

《回答》

福祉業界の人材不足は全国的な問題となっており、即効性のある対策は困難ですが、引き続き自立支援協議会を通じて検討いたします。

### (2) 学齢期から障がい福祉への理解が育めるよう教育委員会と連携した取組について

《回答》

障がいに関する講演や講話、障がい者団体との交流を実施しつつ、教育委員会と連携し、福祉の理解促進に努めてまいります。

## 3. 障害者地域生活サポート事業について

### (1) 実施率の向上について

《回答》

施設利用者及び事業所等の声を聴きつつ、検討いたします。

### (2) 各種補助制度のうち、適用条件が厳しい一部の設定メニューについて

《回答》

県補助要綱に則り対応いたします。

### (3) 事業の追加実施

《回答》

当町に限らず他市町でも人員の確保についての課題は生じているものと思います。引き続き検討いたします。

## 4. 障害者グループホームの運営について

### (1) 運営補助事業について

《回答》

継続して実施いたします。

### (2) グループホームの家賃補助について

《回答》

家賃補助等については県からの補助制度がなく、町単独で実施するのは難しい状況です。

## 5. 障がい児サービスについて

### (1) サービス体制の充実について

《回答》

社会福祉法人等から療育等に関する施設の建設要望が提出された場合には、開設に向けて支援を行います。町単独の人件費補助は県からの補助制度がないため、実施は難しい状況です。

(2) 障害支援区分認定の前倒しについて

《回答》

福祉制度に則り対応いたします。

6. 相談支援事業の充実

(1) 相談員の研修実施体制の確保について

《回答》

県または神奈川県自立支援協議会等に要望いたします。

7. 短期入所事業について

(1) 短期入所の基盤整備について

《回答》

障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業としての圏域単位で体制整備や、地域生活支援拠点としての面的整備について整備を行ってまいります。

(2) 障害者虐待防止法について

《回答》

県立施設と連携し対応いたします。

8. 就労関連について

(1) 障がい者の経済的自立について

《回答》

町施設にて障害者及びその保護者が就労する喫茶店を併設しています。また隔週火曜日には近隣の知的障害者施設で焼いたパンを販売しており、以降も継続・実施していきます。また、障害者優先調達推進法に係る指針を基に、庁内への周知を図り、障害者就労施設から物品等の積極的な調達が図れるよう実施いたします。

9. 障がい者の防災対策について

(1) 地域防災拠点事業の継続

《回答》

地域ぐるみでの避難行動要支援者の把握や安否確認体制の充実に努めるとともに、広域避難所の運営マニュアルの作成にあたり、障がいがある方をはじめ、配慮の必要がある方を視野に入れた運営体制の構築を基本に進め、災害時要配慮の方が利用しやすいバリアフリー構造の防災コミュニティセンターの福祉避難所としての指定及び民間施設との災害時の緊急受け入れなどの協定締結による避難所の確保や関係機関との連携による生活支援体制の促進にも努めております。また、福祉避難所については、通常の避難所開設後に開設していた現状から、同時に開く必要性についても検討いたします。

今後も引き続き、先進事例の情報収集とともに、近隣自治体との連携を深めていくほか、関係機関との協定の充実を図り、関係団体との意見交換を重ねながら、必要な対策を進めてまいります。

## (2) 災害時の施設整備等について

《回答》

災害時の情報については、町災害対策本部から主に防災行政無線により提供を行うほか、警報等をリアルタイムで配信する登録メールの整備やツイッターによる情報配信も実施しているほか、防災アプリケーションを導入し、音声や文字を活用することで、多様な方々への情報配信強化を予定しております。また、災害時地区本部との情報伝達強化を目的とした各地区への無線配備も完了しました。

今後も引き続き、災害時の円滑な情報提供に資するために、情報伝達手段の確保に努めるほか、関係施設や機関との連携を深め、協定の拡充など、必要な対策を進めてまいります。

## 10. 発達障がい者の支援の充実について

### (1) 発達障害者支援の充実について

《回答》

町単独での発達支援センターの設置まではいかないものの、引き続き委託相談支援事業所との連携を図り、発達障害者への対応を検討いたします。

## 11. 第6期障害福祉計画について

### (1) 地域生活支援拠点の整備について

《回答》

施設型の整備は困難ですが、面的整備に向けて今後検討いたします。

### (2) 基幹相談支援センターの設置について

《回答》

平成30年度に基幹相談支援センターを設置しました。

### (3) 市町村地域生活支援事業について

《回答》

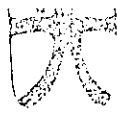
市町村地域生活支援の支給決定については、利用者及び介護者の意向やサービス利用状況を踏まえ実情を考慮しながら実施いたします。

### (4) 多様な福祉サービスのあり方について

《回答》

県内市町村と連携しつつ、県内市町村の動向に注視いたします。





箱 要 第 2 2 号  
令和 4 年 3 月 7 日

神奈川県知的障害福祉協会  
会 長 出 縄 守 英 様  
神奈川県身体障害施設協会  
会 長 柴 田 和 生 様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会 長 鈴 木 暢 様

箱根町長 勝俣 浩行



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

令和 3 年 11 月 1 日付けで提出のありました標記のことについて、別紙のとおり  
回答します。

事務担当は、福祉部福祉課障がい福祉係

電話 0460-85-7790

e-mail

web\_fukushi@town.hakone.kanagawa.jp



## 市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書に対する回答書

### 1 新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。利用者の方々やそのご家族の生活を継続する観点から障害福祉サービスが提供されることはとても重要です。今後とも感染防止対策を徹底した上でのサービス提供や代替えサービスの検討など行っていただきますようお願いいたします。

当町といたしましても、利用者が継続して障害福祉サービスの利用ができるよう国や県からの通知に基づいて支援体制の検討・整備に努めてまいります。

### 2 人材確保について

学校教育においては、子どもたちが福祉に関する興味や関心を持てるよう総合的な学習の時間で福祉学習として、バリアフリーやユニバーサルデザイン等を学び、町社会福祉協議会の職員や手話サークルの会員を招き、福祉の講話や手話について学んでいます。近年は、新型コロナの影響により体験学習ができない状況となっておりますが、感染症対策を講じながら実施できるよう検討してまいります。

### 3 障害者地域生活サポート事業について

障がいのある方からの声や当該事業を実施している施設の方の意見、そして福祉サービスの実施主体である当町福祉行政の考え方などを総合的に判断させていただき、サービス利用において近隣市町との格差が生じないように検討してまいります。

相談支援事業の充実は地域で生活する障がいのある方々の大きな支援になると考えます。相談支援専門員の確保は、各自治体のみならず圏域等の広域的な課題となっておりますので、県と連携を図りながら検討してまいります。

### 4 障害者グループホームの運営について

障がい者が地域で安定した生活を送るためにはグループホームは欠かせないものであると認識しておりますので、今後も県の交付金の動向を注視しつつ実施してまいります。

また、家賃補助の町単独事業等につきましては、近隣の市町と意見交換し検討して参ります。

## 5 障がい児サービスについて

障がい児のサービス受給者は増加傾向にあり、当町では、その全員が町外の事業所へ通所している状況です。地理的・時間的な問題から送迎を断られることもあり、社会資源が不足し、児童を通わせたい保護者の要望に応えられない状況も発生しております。町の訓練会事業の充実を図るとともに、児童通所支援事業所との連携を密にしながら児童への支援方法について、検討をしてみたいと思います。

また、専門職等に対する人件費補助については、当町単独では対応が難しいため近隣市町と連携を図り検討して参ります。

障がい児施設に入所している児童の成人施設への移行については、措置機関からの通知が発出された後、関り始めることとなっておりますが、福祉事務所通知の発出時期を早めてもらうよう要望するとともに、適切な時期に認定調査が実施できるよう検討してまいります。

## 6 相談支援事業の充実について

計画相談支援については、各事業所に多大なご支援とご協力をいただいておりますが、圏域の各事業所の相談支援専門員の方においては膨大なケースを担当していただいているため、新規のサービス利用計画の作成が困難な状態であることも現実であります。今後も引き続き適正なサービス等利用計画作成のために近隣市町、地域自立支援協議会等と協議しながら研修会数の増等が可能となる予算、研修実施体制の確保について県に要望していきたいと考えております。

## 7 短期入所事業について

短期入所事業につきましては、障害のある方が在宅生活をする上での重要な家族支援であることは認識しているところでありますので、空床保障や人員配置については、近隣市町村と連携を図りながら検討して参ります。

障がい者虐待による緊急一時保護は圏域によらず、県内全体での調整が必要と感じております。県が広域にわたり調整できるような仕組みを構築するよう、要望をしていきたいと考えております。

## 8 就労関連について

「箱根町障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づいて、障がい者就労施設等からの物品の調達や、町立施設内での福祉ショップの設置、イベントなどにおける即売の場の提供について、障がい者の工賃向上など経済的自立のために協力しております。また、当町への職場実習、施設外就労などについては、検討してまいります。

## 9 障がい者の防災対策について

障がいのある方が避難所で安心して生活することは重要な課題であると考えておりますので、今後各地域において障がいのある方に配慮した避難所運営ができるよう検討してまいります。

災害時の通報については、防災行政無線にて周知をしており、特に障がいのある方等の要援護者（登録制）へは電話連絡や訪問にて確実に情報が伝わる体制の整備を進めております。

なお、町の主要な施設には無線装置を配備しており非常時の通信手段を確保しておりますが、避難先の施設の中にはバリアフリー化されていない個所もありますので、その改修を検討してまいります。

## 10 発達障がい者への支援の充実について

町単独で発達障害者支援センターの創設は困難なため、県西圏域等での創設を県へ要望していきたいと考えます。

## 11 第6期障害福祉計画について

基幹相談支援センターについては、近隣の1市3町で共同設置し、令和2年12月から運営を開始しました。地域生活支援拠点等の整備については、町単独では困難なため、県西圏域の市町および自立支援協議会等において協議を行い、令和4年4月に運用を開始する準備を進めております。

地域生活支援事業の報酬単価は障害福祉サービスに準じた額としています。支給量については、相談支援専門員の方と協議しながらその方の支援に見合ったサービスを決定して参ります。



3 平情相第 2082 号  
令和 4 年(2022 年)3 月 31 日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様

神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

平塚市長 落合 克 宏



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について (回答)

日頃、市政の推進に御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。  
令和 4 年 1 月 11 日付けの御要望について、次のとおり回答します。

#### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症の対応について (新規要望)

- (1) 感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があるとされていますコロナワクチン接種につきましては、福祉施設従事者(以下、職員)、基礎疾患を有する方(知的障がい・精神障がい含む)は優先接種の対象になっています。しかし、現状は各市町村によって対応、進度が相違しています。施設・事業所では速やかに利用者・職員が共に集団接種が出来ることが望ましいと考えます。しかし、その課題は利用者と職員との対応の相違、接種券発行の条件(年齢、住民票のある住所地、申請主義)、ワクチンの確保、医師・看護師の確保(派遣要請含む)、会場の確保などがあります。よって、市町村におかれましては、利用者・職員の優先的な集団接種が可能となるような迅速かつ柔軟的対応と配慮をお願いします。

本市では、2 回目接種日から 6 か月程度経過後に順次接種券を発送しています。医療機関における個別接種は 1 月 17 日、集団接種は 2 月 1 日から接種を開始しています。接種を御希望される方は、接種券が届き次第、御予約いただきますようお願いいたします。

接種券の送付予定日は下記の本市ウェブに掲載しています。

[http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kenko/page21\\_00190.html](http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kenko/page21_00190.html)

(事務担当は健康課予防担当)

(2) 利用者・職員が必要な時にPCR検査を速やかに受けられるような行政検査の配慮と救護応援体制の確保をお願いします。

感染が拡大している地域においては感染拡大を防止する観点から、引き続き、施設等の入所者、従事者等に対しては幅広い検査の実施を行っていくこと、また濃厚接触者についても抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施し、陽性者発見時には機動的なPCR検査等を行政検査として実施することが国の基本対処方針にも示され、現在、神奈川県が施設従事者へのPCR検査等の対応を図っています。本市においても独自に抗原検査キットを配布、配備する取組を行っていますが、引き続き国や県からの情報を注視し、適切に対応していきます。

(事務担当は健康課予防担当)

(3) 利用者がPCR検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所(ケア付き宿泊療養施設)できるよう、医療体制の確保をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にしていただくようお願いいたします。

神奈川県が既に、それぞれの症状に合わせた医療機関や自宅、宿泊療養施設等の調整を行う「神奈川モデル」を構築しています。本市としては神奈川県の対応を注視し、行政検査を管轄している平塚保健福祉事務所(神奈川県)に適宜協力することで感染症対策を図っていきます。

(事務担当は健康課予防担当)

新型コロナウイルス感染症への対応は健康課など関係機関と連携するとともに、国からの通知に基づき引き続き対応していきます。

(事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当、障がい福祉担当)

(4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引続きお願いします。

神奈川県が既に、それぞれの症状に合わせた医療機関や自宅、宿泊療養施設等の調整を行う「神奈川モデル」を構築しています。本市としては神奈川県の対応を注視し、行政検査を管轄している平塚保健福祉事務所(神奈川県)に適宜協力することで感染症対策を図っていきます。

(事務担当は健康課予防担当)

神奈川県が実施している障害福祉サービス事業所への衛生用品の配布事業について、引き続き協力していきます。また令和3年度には委託相談支援事業所と入所支援施設、及び地域作業所連絡会へ医療用抗原検査キットの配布を実施しました。今後も国の補助金等を活用し、必要な備品等の確保を検討していきます。

(事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当)



(5) 感染した施設に対しての風評被害が出ないように市民への啓発をお願いします。

たとえば、感染者を特定するよう施設に要求したり、製品の不買をしたり、 unnecessary 電話連絡をすることなど。

適切な情報提供、注意喚起に努めていきます。

(事務担当は健康課予防担当)

(6) 感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊をしたケースがありました。そのような職員の宿泊施設の確保または宿泊に係るかかり増し費用の助成を検討願います。

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった職員の宿泊施設の確保については、国の交付金の活用や他市町の動向並びに本市の財政状況等も踏まえて慎重に検討していきます。

(事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当)

(7) 昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件の緩和等がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、引き続き柔軟な対応をお願いします。特に感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。しかし、その間も職員は自宅待機の利用者の健康把握のために連絡を行ったり、関係機関・施設や業者と頻りに連絡調整を行っておりますので、その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようご配慮をお願いいたします。

国からの通知に基づき、コロナ時に関わらず、在宅サービス利用による支援効果が認められると本市が判断した場合、対象とすることとしていますので御相談いただきますようお願いいたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国からの通知に基づき、障害福祉サービス等について、柔軟に対応していきます。

(事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当、障がい福祉担当)

## 2 人材確保について(継続要望)

(1) 福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になっています。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。

(例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等)

福祉人材の確保については、本市ウェブ等において福祉事業所とその職員紹介等の発信に向けて皆さまからの御意見を伺いながら進めていきます。また、「災害時等における障がいの緊急受入に関する協定」を本市と結んでいる事業所に対する宿舍借上げに対する補助制

度も御活用いただきますようお願いいたします。

(事務担当は障がい福祉課障がい福祉担当)

- (2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

小・中学校の学習指導要領には「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」とあり、学習指導要領解説には、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であると考えられる」と示されています。

市内の各小・中学校では、児童生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体を通して、福祉についての理解や関心を深める学習をしています。例えば、点字・視覚障がい者誘導法・手話・車椅子・高齢者疑似体験等の福祉体験や特別支援学校、障がい者施設、高齢者施設との交流が行われています。

今後も、計画的、継続的に福祉教育を実施することを各学校に働きかけていきます。

(事務担当は教育指導課教育指導担当)

### 3 障害者地域生活サポート事業について(継続要望)

- (1) 障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成18年度に施行されて15年が経過しました。市町村の任意事業であり、県市1/2負担の協調事業でもあります。平成26年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は約25%と低い状況となっています。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としています。よって未実施の市町村には早期に実施を要望します。特に比較的实施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。(継続要望)

ア 「重度重複障害者個別支援事業」については、14市町村が実施。

イ 「単独型短期入所促進事業」については、14市町村が実施。

ウ 「地域防災拠点事業」については、11市町村が実施。

エ 「医療的ケア支援事業」については、12市町村が実施。

オ 「行動障害者支援事業」については、7市町村が実施。

- (2) 障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応を要望します。
- (3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業運営を安定化するために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相

談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の追加を要望します。

障害者地域生活サポート事業については、今後も事業の必要性を十分に精査検証し、本市の実情に合わせた実施をしていきたいと考えています。

(事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当)

#### 4 障害者グループホームの運営について(継続要望)

- (1) 障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにとても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要望します。
- (2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差(8,000～17,500円)が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。

障害者グループホーム等運営費補助については、今後も、神奈川県との動向と財政状況等を十分に考慮し、事業実施に努めていきます。

家賃補助については、他市の動向や財政状況等を十分に考慮し、補助の上限月額を定めています。障がい者施設や精神科医療機関に入所や入院していた方には、新たにグループホームで生活を開始した際に、1年間に限り上限額を引き上げる措置も講じています。

(事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当)

#### 5 障害児サービスについて(継続要望・一部新規)

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています。地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。(継続要望)

障害児サービスの体制整備については、近年、看護師やその他専門職を配置してサービスを提供している事業所が増えています。また、重度の障がいがある子どもを受け入れた場合の人員配置に対する加算も行っています。今後も利用者や事業所の御意見を伺いながら、既存の事業所を有効活用し、サービスの質の向上を図るとともに、事業者に対しては、医療的ケア児や重度心身障害児を支援する事業所等の開設を促していく等、サービス提供体制の充実に努めていきます。

(事務担当はこども家庭課こども発達支援担当)

- (2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末日から1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築

を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることとなります。

児童福祉法に基づき施設に入所されている加齢児については、今後も、神奈川県、児童相談所、本市を含む関係市町及び施設による会議等での状況把握に努めるとともに、移行調整を進めていきます。

障害支援区分認定調査については、現在、養護学校等と連携を図り必要性に応じて実施していますので、引き続き、十分に連携を図りながら進めていきます。

(事務担当は障がい福祉課障がい福祉担当)

障害児施設における加齢児の対応について、18歳到達児については、誕生日を迎えた年度の3月末まで、それまで受けていたサービスを継続できます。また、障がい福祉課と綿密に連携し、切れ目なく支援を行っています。

(事務担当はこども家庭課こども発達支援担当)

## 6 相談支援事業の充実(継続要望)

相談支援従事者初任者研修、相談支援専門員現任研修における研修回数及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

本市では、計画相談支援体制の拡充のため、神奈川県が実施している相談支援従事者の初任者研修に協力するとともに、相談支援の質の向上を図るため、現任者を対象としたスキルアップ研修を独自に実施しています。引き続き、関係機関と連携を図り計画相談支援体制の充実に努めていきます。

(事務担当は障がい福祉課障がい福祉担当)

## 7 短期入所事業について(継続要望)

- (1) 障害者が在宅生活を暮らす上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。
- (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われます。神奈川県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

本市では、障害者地域生活サポート事業を活用し、在宅の重度障がい者等で障がい特性により支援が困難なケースや緊急的支援が必要な方に24時間365日対応できるよう、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町と連携してサービス提供を図っています。

なお、障害者虐待防止法により緊急避難的に入所するベッドの確保については、圏域の自立支援協議会などを通じて、神奈川県に働きかけていきます。

(事務担当は障がい福祉課障がい福祉担当)

## 8 就労関連について（継続要望）

- （1）障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。

本市では、障害者優先調達推進法の趣旨に則り、「平塚市障がい者優先調達推進方針」を作成し、障害者就労施設等からの物品等の調達及び役務の委託の推進に努めるとともに、ひらつか障がい者福祉ショップ「ありがとう」を市役所本館に開設し、その運営を支援しています。また、ひらつか障がい者福祉ショップ運営協議会には、共同受注窓口の機能もあり、既に本市の公園清掃業務委託等での実績もありますので、引き続き、この活用を進めていきます。

（事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当）

## 9 障がい者の防災対策について（継続要望）

- （1）昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

本市における避難所運営委員会は、自治会役員や施設管理者、市職員で構成される組織であり、障がい者等の要配慮者が避難されることを考慮し、円滑な避難所運営を行えるよう、平時から各避難所運営委員会において避難所運営マニュアルの見直し等を行っています。

今後も引き続き、避難所において、要配慮者を含めた様々な避難者に対して必要な対応をとることができるよう、避難所の状況を踏まえつつ、避難所運営委員会の拡充や備蓄品の充実等、避難所における生活環境の向上について検討していきます。

- （2）大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。（継続要望）

本市では、非常災害時の通報として、防災行政無線、緊急速報メール（携帯電話端末）、ほっとメールひらつか（登録者）、ウェブサイト、ツイッター、テレフォンガイド、ファックス（社会福祉施設等へ避難に関する情報伝達）などの多様な手段で通報を行っており、災害対策本部との連絡手段としてMCA無線の配備をしていることや避難者の連絡手段として特設公衆電話を整備し、通信手段の確保も行っています。

なお、施設の改修等は、各所管課と協議を進めていきます。また、備品等については、要配慮者等に配慮した備蓄に努めます。

(事務担当は災害対策課災害対策担当)

#### 10 発達障がい者への支援の充実について(継続要望)

現在かながわA(エース)が県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障害者支援の充実を図っていただくことを要望します。

本市では、発達障がいがある方への支援を、既存の相談支援事業所等でも行っています。引き続き、発達障害者支援の充実に向け、関係機関等との連携、相談支援専門員のスキルアップに取り組んでいきます。

(事務担当は障がい福祉課障がい福祉担当)

#### 11 第6期障害福祉計画について(継続要望)

##### (1) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型を含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

##### (2) 基幹相談支援センターの設置について

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

本市では、基幹相談支援センターの設置等を含め、相談支援体制のあり方について、自立支援協議会を通じて議論を重ねているところです。地域生活支援拠点等の整備についても関連がありますので、その議論の中で検討していきます。

(事務担当は障がい福祉課障がい福祉担当)

##### (3) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

地域生活支援事業については、引き続き、本市の実情や利用者の状況を考慮しながら、各事業の実施要綱及び支給決定基準に基づき、適正な支給決定を行っていきます。

(事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当)

##### (4) 多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、

居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べることが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知→市町村の担当者がどのくらい理解されているのか疑問、事業所職員も知らなかったというケースがあります。）にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断型・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

今後も障害者基本法、障害者総合支援法等の関係法令や国や県の各種制度を踏まえ、関係団体等の御意見を広くいただきながら、障がいのある方の地域生活支援と適切な障がい福祉サービスの支給に努めていきます。

（事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当、障がい福祉担当）